

平成21年度版
(平成20年度実績)

鳥取市の環境

鳥取市環境下水道部 環境政策課

目 次

I 自然環境の保全

1. 樹木保全事業	1
2. 自然環境創造支援事業	1

II 地域の環境

1. 環境保全審議会	2
2. ISO14001運用管理	2
3. 新エネルギー利用普及推進事業	5
4. エコマーク商品利用促進事業	6
5. 環境基本計画推進事業	6
6. 地球温暖化対策実行計画の取り組み	7

III 環境基本計画の年次報告

1. 環境基本計画策定の趣旨	8
2. 施策の実施状況	9
(1) 基本方針1. 「つたえよう 鳥取の豊かな自然」	10
(2) 基本方針2. 「めざそう安全で人にやさしいまち」	12
(3) 基本方針3. 「つなげよう未来へつなぐ美しい地球」	15
(4) 基本方針4. 「ふみだそう一人ひとりが育てる環境意識」	16

IV 公害対策の取り組み

1. 公害監視測定	18
2. 湖山池浄化対策	18
3. 特例市に伴う監視事業	18
4. 自動車騒音の常時監視調査	21
5. 公害苦情	21
6. 土壌汚染	21

I 自然環境の保全

1. 樹木保全事業（平成20年度事業費 556千円）

（1）名木・古木保存事業

保護地区、保存樹木等の指定を鳥取市自然保護及び環境保全条例に基づき、昭和53年から行っています。現在、自然緑地保護地区1地区、動植物保護地区3地区、保存樹木・保存樹林（名木・古木）25か所を指定しています。

平成20年度実施事業

- ・動植物保護地区、名木・古木の管理（所有者、管理者管理） 28か所
- ・説明板の修繕 2か所
- ・指定保護地区及び保存樹木等保全事業 — 稲荷神社（鳥取市国安）

（2）名木・古木観察会

自然保護と環境保全の大切さを知ってもらうことを目的として、市民を対象とした「名木・古木観察会」を実施しています。

平成20年度実施事業

- ・名木・古木観察会 2回（5月15日、11月21日）

（3）樹木保全推進事業

「環境保護・環境保全に役立ててほしい。」との寄付金を活用し、緑化意識を高めるため、苗木の配布を行いました。

- ・苗木（サザンカ、ブルーベリー）の配布（木のまつり・11月3日）

2. 自然環境創造支援事業（平成20年度事業費 261千円）

自治会、環境保全団体等が行う自然環境の保全・再生事業に補助金を交付しています。

補助の対象となる事業は、①ビオトープの保全・再生支援、②休耕田を利用した植物、貝類等による水質浄化、③ヨシの植栽、④貝類、稚魚等の放流、⑤木炭を利用した水質浄化

・事業の実績

年 度	件 数	補助金額	事業の内容
平成16年度	2	2,000千円	お花畑ゾーンの整備、ビオトープの設置
平成17年度	3	900千円	笹ゆり生息地再生、里山整備、森づくり
平成18年度	2	503千円	笹ゆり生息地再生、里山整備
平成19年度	2	507千円	笹ゆり生息地再生、ビオトープ公園の整備
平成20年度	1	261千円	ビオトープ公園の整備

Ⅱ 地域の環境

1. 環境保全審議会（平成20年度事業費 164千円）

鳥取市環境保全審議会を開催し、鳥取市環境基本計画の進捗について審議を行いました。
（10月30日）

2. ISO14001運用管理（平成20年度事業費 1,912千円）

本市は、平成14年12月にISO14001を認証取得し、次の基本方針により実施計画を策定し、環境に配慮して業務を行っています。

平成20年度は、外部審査機関による第2回目の再認証審査を受審し、承認を受けました。

（1）基本方針（抜粋）

- 市民、事業者との協働のもと、鳥取市環境基本計画に沿った環境施策を推進します。
- 事務事業から生じる環境負荷を適確に把握するとともに、低減への活動を継続して実施します。特に次の事項は、重点的に取り組む課題として位置付けることとします。
 - ①省資源、省エネルギーの推進
 - ②廃棄物発生の抑制と減量化、リサイクルの徹底
 - ③環境配慮物品購入の推進
 - ④公共工事における環境負荷低減への取り組み
 - ⑤イベント実施時の環境負荷低減への取り組み
- 環境配慮の視点を業務実施に取り入れ、業務を継続して改善するように努めます。
- 環境関連の法令及びその他の要求事項を順守するとともに、環境汚染の予防に努めます。

（2）適用範囲

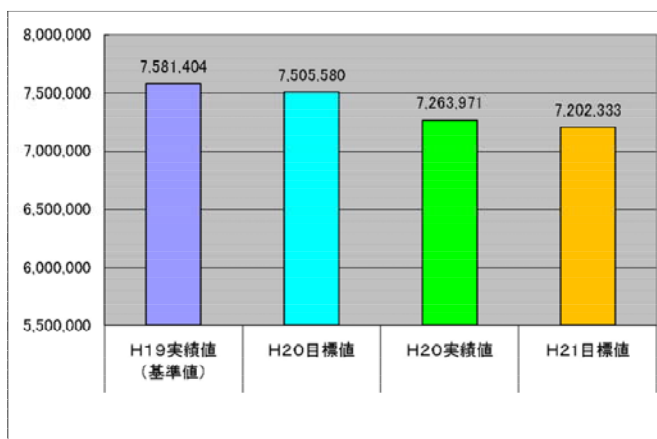
鳥取市役所本庁舎、第2庁舎、駅南庁舎、下水道庁舎、国府町・福部町・河原町・用瀬町・佐治町・気高町・鹿野町・青谷町各総合支所、神谷清掃工場

（3）オフィス事務の取り組みの実績

① 電気使用量

19年度実績に対して、4.2%（317,433kWh）の削減となり、1%削減の目標を達成。

これは、ごみ量の減少により神谷清掃工場での2炉同時運転が減少したことによるもの。（削減量のうち、約92.3%を占める。）

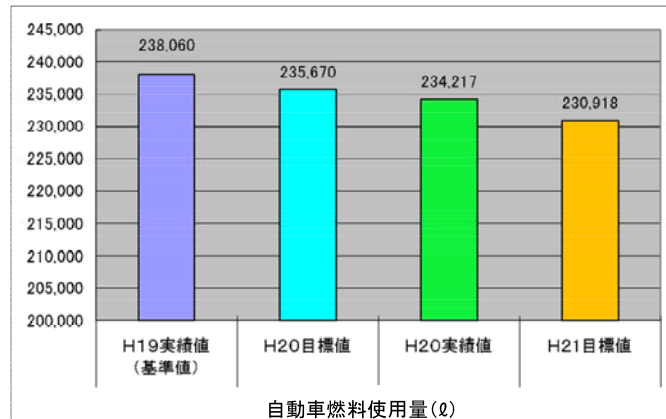


電気使用量 (kWh)

② 自動車燃料使用量

19年度実績に対して、1.6 % (3,843ℓ) の削減となり、1%削減の目標を達成。

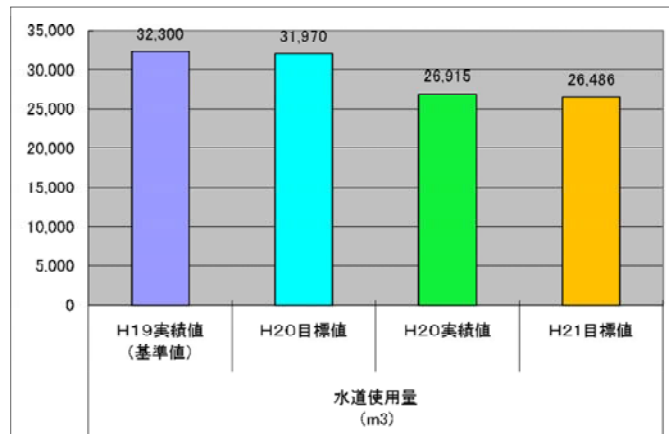
これは、集中、支所車両の走行距離が減少したことにより、燃料消費量が削減されたもの。



③ 水道使用量

19年度実績に対して、16.7 % (5,385m³) の削減となり、1%削減の目標を達成。

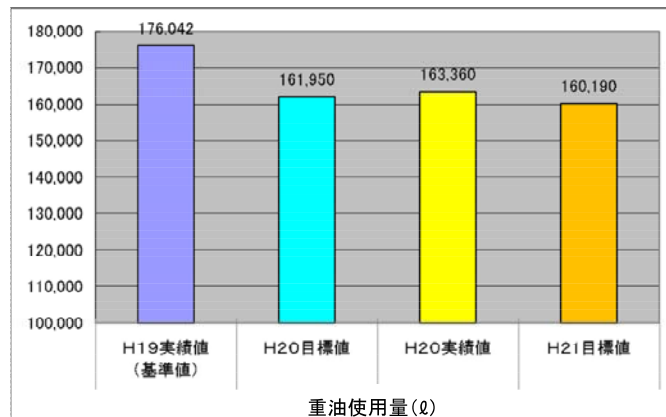
これは、神谷清掃工場での炉の温度管理用の水使用量が、ごみ量の減少により削減されたため。



④ 重油使用量

19年度実績に対して 8.0 % (14,092ℓ) の削減を目標としたが、削減量は、7.2% (12,682ℓ)。

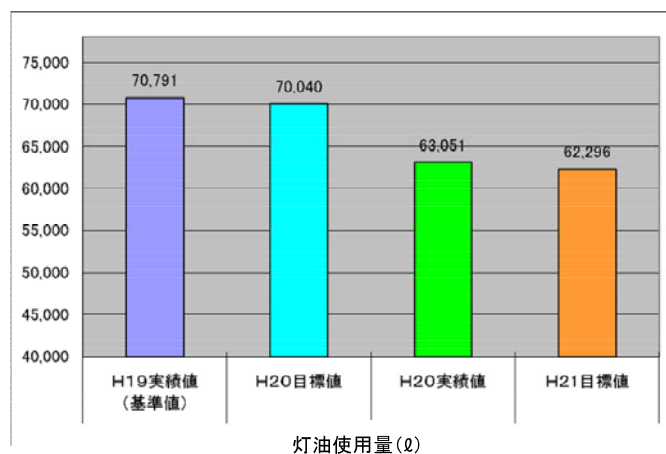
下水道庁舎の空調設備が電気使用設備へ移行したことにより目標を8%削減としたが、本庁舎で削減が図れなかったことにより、目標値を若干下回ったもの。



⑤ 灯油使用量

19年度実績に対して、10.9 % (7,740ℓ) の削減となり、1%削減の目標を達成。

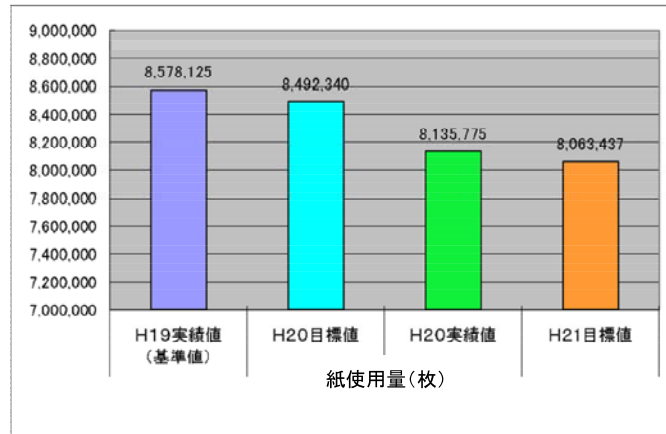
これは、暖房の温度管理、ストーブの管理がこまめに行われた結果と考えます。



⑥ 紙使用量

19年度実績に対して、5.2 % (442,350 枚)の削減となり、1%削減の目標を達成。

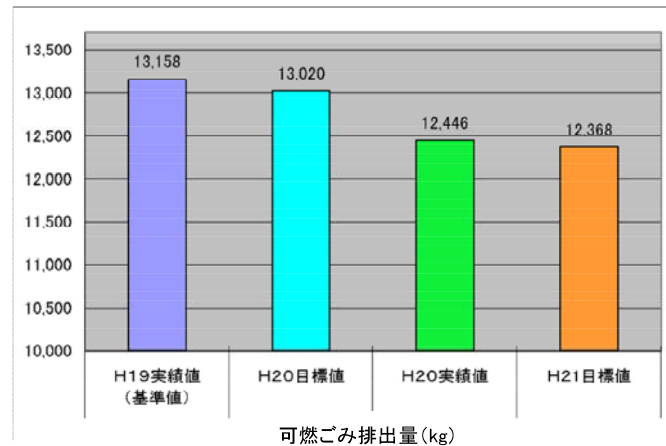
これは、各部署での削減の取組みが確実に行われた成果と考えられる。



⑦ 可燃ごみ排出量

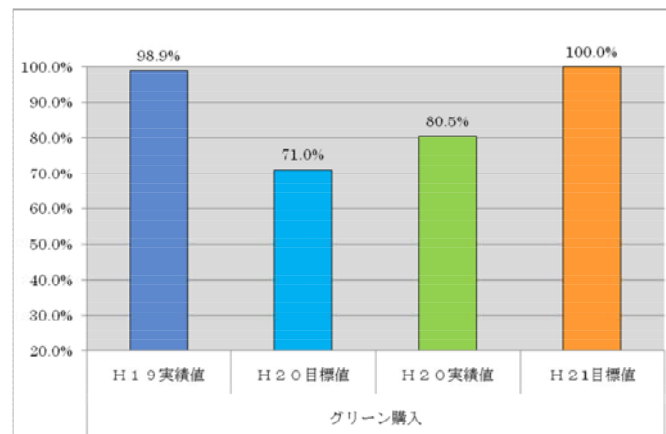
19年度実績に対して、5.4 % (712kg)の削減となり、1%の削減目標を達成。

庁舎別にみると、本庁舎、総合支所での削減量が多かったが、第2庁舎、駅南庁舎では横ばい状態。



⑧ グリーン購入

古紙配合率偽装によりコピー用紙、印刷用紙等のグリーン購入が困難であったため、平成20年度目標を71%に設定変更していたが、第4四半期から調達可能となり、目標を超える調達率80.5%となった。



(4) 「環境にやさしい事務事業」の取り組みの実績

120項目について目標設定し、適合112項目、不適合8項目となった。不適合となった8項目については、それぞれ不適合となった原因を究明し、是正などの処置を行った。

3. 新エネルギー利用普及推進事業（平成20年度事業費 3,290千円）

（1）目的

自然エネルギーの利用を支援することで、市民の環境保全に対する意識を高め、温室効果ガス排出量の削減し、快適・環境都市づくりを推進することを目的としています。

（2）概要

自らが所有する住宅、事業所等に太陽光発電システム、小型風力発電設備、薪ストーブ、ペレットストーブ、その他の自然エネルギー設備を設置する者に補助金を交付しています。

（3）事業の実績（太陽光発電システムへの補助）

年 度	件 数	最大出力	補助金額	1kw当たり補助額
平成16年度	28	109.29kw	4,566 千円	45,000 円
平成17年度	40	147.81kw	2,700 千円	20,000 円
平成18年度	39	138.16kw	2,557 千円	20,000 円
平成19年度	37	134.26kw	2,550 千円	20,000 円
平成20年度	32	111.64kw	2,136 千円	20,000 円

事業の実績（自然エネルギーへの補助）

年度	対象設備	件数	補助金額	限度額
平成19年度	薪ストーブ	14	1,120 千円	80,000 円
	ペレットストーブ	8	635 千円	80,000 円
平成20年度	小型風力発電	1	49 千円	50,000 円
	薪ストーブ	12	720 千円	60,000 円
	ペレットストーブ	3	116 千円	40,000 円
	太陽熱温水器	14	269 千円	20,000 円

4. エコマーク商品利用促進事業（平成20年度事業費 135千円）

（1）目的

消費者団体等が行う消費者への環境配慮意識の啓発活動を支援することにより、自然の保護及び生活環境の保全を図ることを目的としています。

（2）事業の概要

エコマーク商品など環境にやさしい商品の使用普及を図るため、消費者団体等が行う商品の展示・販売を行う事業等に補助金を交付します。

（3）事業の実績

年 度	件 数	補助金額	事業の内容
平成16年度	1	250千円	エコマーク商品など普及促進のための展示販売
平成17年度	1	225千円	エコマーク商品など普及促進のための展示販売
平成18年度	1	150千円	エコマーク商品など普及促進のための展示販売
平成19年度	1	150千円	エコマーク商品など普及促進のための展示販売
平成20年度	1	135千円	エコマーク商品など普及促進のための展示販売

5. 環境基本計画推進事業（平成20年度事業費 2,203千円）

平成20年4月1日から施行となったポイ捨て、歩行喫煙等を禁止する「鳥取市快適な生活環境の確保に関する条例」の周知のため、ポスター、看板を製作・掲示し、職員のパトロールのほか委託によるパトロールを実施しました。

（1）ポスター 1,000枚、看板 1基（鳥取駅南口）

（2）委託パトロール

- ・場所 鳥取駅周辺、末広通り、若桜街道、智頭街道、久松公園地区
- ・日数 183日：平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の1日おき。
- ・時間 4時間（8時～10時、16時30分～18時30分）
- ・内容 違反者へ注意（携帯用灰皿、ティッシュペーパーを配布）を行う街頭指導のほか清掃活動

6. 地球温暖化対策実行計画の取り組み

鳥取市地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定のに基づき、鳥取市役所の事務及び事業に関して、自ら排出する温室効果ガスの削減を図ることを目的として策定しました。

(1) 第2期鳥取市地球温暖化対策実行計画

○計画期間

平成18年4月1日～平成23年3月31日

○計画対象範囲

鳥取市役所本庁舎、第2庁舎、駅南庁舎、下水道庁舎、国府町・福部町・河原町・用瀬町・佐治町・気高町・鹿野町・青谷町各総合支所、神谷清掃工場

(第1期計画の対象範囲に、駅南庁舎、各総合支所、神谷清掃工場を加えました。)

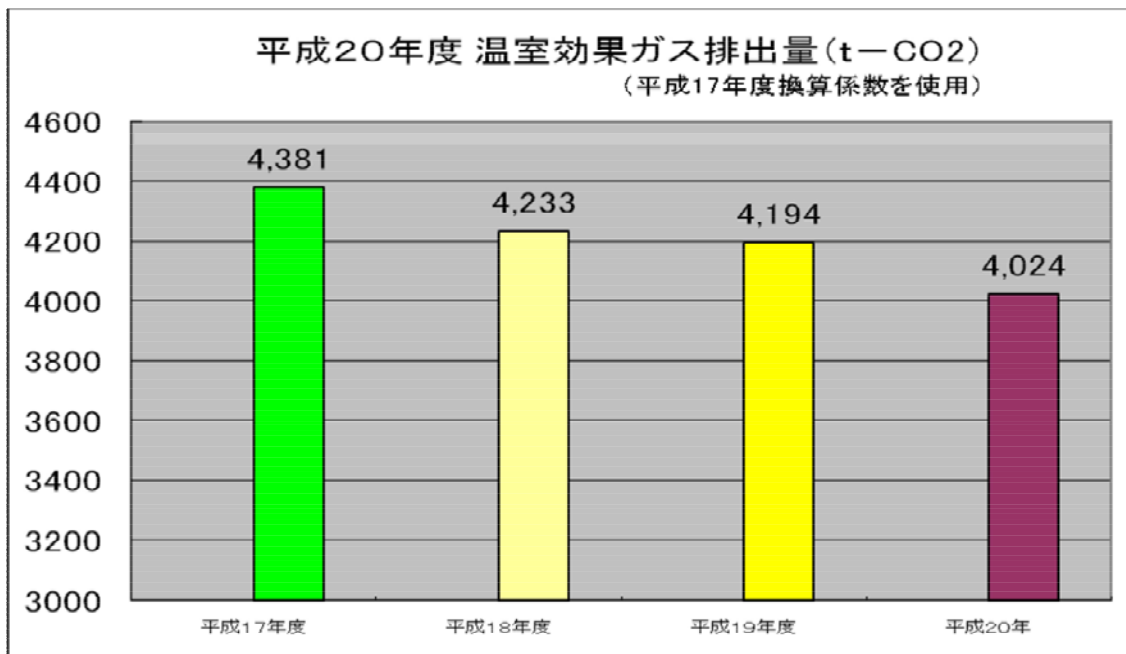
○基準年とその排出量

平成17年度 4,381 t-CO₂

○削減目標

9% (3,944 t-CO₂ を削減。平成22年度の排出量の目標 3,987 t-CO₂)

(2) 温室効果ガスの排出量 (平成17年度～平成20年度の取り組み結果)



温室効果ガス排出量は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの合計量を掲載しています。

平成18年度は、4,233 t-CO₂ (平成17年度比: 3.4%減少)

平成19年度は、4,194 t-CO₂ (平成17年度比: 4.3%減少)

平成20年度は、4,024 t-CO₂ (平成17年度比: 8.2%減少)

(いずれも、平成17年度換算係数を使用。)

Ⅲ 環境基本計画の年次報告

1. 環境基本計画策定の趣旨

私たちが、直面している環境問題は、公害の防止、自然の保全、廃棄物の処理、都市景観、さらには地球温暖化をはじめとする地球的規模の環境問題まで及びきわめて広範、多岐にわたっています。

将来においても鳥取市が発展し、住みよい生活環境を形成していくためには、市民、事業者、市が一体となって環境に調和したまちづくりを構築していく必要があります。

また、それぞれの主体が、環境に関する共通の理解を持ち、「自然豊かな鳥取市及びすべての生きものが暮らし住んでいる私たちの地球を将来の世代まで継承する」という基本認識のもとで、相互に連携して取組んでいくことが重要となります。

市民、事業者、市それぞれの環境への関わり方を示した指針をつくることにより、本市が環境に関わる諸施策を総合的、計画的に推進し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐことをめざし、平成19年3月に環境基本計画を策定しました。

(1) 計画の位置づけ

本計画は、地球環境及び本市の環境の現状と課題を踏まえたうえで、市民・事業者・市の各主体がそれぞれの視点、立場により良い環境の保全、創造していくために必要な取り組みの基本方針について定め、これを推進することにより、鳥取市の自然環境、生活環境を守り育てるとともに、地球環境への影響を最小限に抑えることを目的とします。

この計画は、「第8次鳥取市総合計画」を環境面から推進し、市が策定する他の個別計画や事業等に対して環境の保全と創造に関する基本方針を示すものです。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、平成19年度～平成28年度の10年間とします。

また、計画策定後、社会的情勢及び環境情勢に変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

(3) 具体的施策の取り組み状況

本計画に明記されている具体的施策の実施状況等については、毎年報告します。

鳥取市環境基本計画に基づく施策の実施状況(H20年度)

環境像：豊かな自然と人間が共生する「快適・環境都市」-鳥取-

基本方針	基本目標	基本施策	具体的施策
1. つたえよう 鳥取の 豊かな自然	(1)山・川・海の保全	①水環境の保全	6施策
		②自然環境の保全	6施策
		③土壌環境の保全	1施策
	(2)自然とふれあいの確保	①自然体験への取組みの推進	1施策
		②市民と農家との交流の推進	3施策
	(3)生態系への配慮	①希少動植物の保護	1施策
		②生息環境の保全	4施策
2. めざそう 安全で人に やさしいまち	(1)景観・美観の保全	①まちなみ景観の保全	2施策
		②適正な土地利用の推進	1施策
	(2)緑豊かなまち	①緑化の推進	3施策
		②公園・公共空地の整備	1施策
	(3)人と環境に配慮した交通	①交通の円滑化・交通渋滞の解消	3施策
		②低公害車の利用促進	1施策
	(4)安心・安全なまち	①雨水対策の推進	2施策
		②人に配慮したまちづくり	1施策
		③災害に強いまちづくり	3施策
	(5)健康できれいなまち	①大気汚染・悪臭・騒音・振動の防止	3施策
		②不法投棄の防止	1施策
		③ごみゼロに向けた減量化・再資源化の推進	2施策
	(6)歴史・文化の薫るまち	①文化財の保護と活用	1施策
		②地域文化・伝統芸能の継承、創造	1施策
3. つなげよう 未来へつなぐ 美しい地球	(1)地球温暖化の防止	①温室効果ガス排出量の削減	1施策
		②二酸化炭素吸収源の保全	1施策
	(2)オゾン層の保護	①フロンガスの排出抑制	1施策
	(3)酸性雨の防止	①窒素酸化物、硫黄酸化物の排出抑制	1施策
	(4)エネルギーの有効利用	①新エネルギーの普及・促進	1施策
		②省エネルギーの普及促進	2施策
4. ふみだそう 一人ひとりが 育てる 環境意識	(1)環境教育・学習の推進	①学校・地域における環境教育の推進	3施策
	(2)環境情報の共有化	①環境情報の収集・提供	2施策
	(3)市民・事業者・市が連携できる仕組みづくり	①市民、環境保護団体等とのネットワーク化	1施策
		②環境保全活動の支援	1施策
	(4)環境ビジネスの創出	①環境ビジネスの育成・支援	1施策

基本方針 1. つたえよう 鳥取の豊かな自然

基本目標 1－(1) 山・川・海の保全

基本施策		1－(1)①水環境の保全			
具体的施策		・発生源となる工場・事業場の監視・指導 ・生活排水対策 ・下水道・集排施設・合併浄化槽等の整備・普及 ・地下水の汚染防止 ・水道水源の保全			
主な 取 組 み	事業名【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H20年度の実績	H19年度の実績
	公害防止対策事業 【環境政策課】	・公共用水域の水質の常時監視 ・工場、事業場への指導 ・地下水の水質調査	・河川等の水質測定:年間332回	308回	313回
			・工場排水の水質測定:年間125回	141回	148回
			・地下水調査:年間15回	17回	41回
	湖山池浄化対策事業 (生活排水) 【環境政策課】	・湖山池汚濁対策に係る生活排水対策用ろ過袋の購入助成 ・湖山池巡視員によるパトロール	・公共下水道等未整備区域内のろ過袋助成世帯割合:60%	22.9%	27.2%
	下水道等整備事業 【下水道計画課】 【下水道管理課】 【下水道建設課】	・未整備区域の公共下水道等の整備及び処理場の増設	・供用開始後3年目の接続率:80%	82.3%	72.4%
			・人口普及率:97.3%	97.0%	96.6%
・事業普及率 ・公共下水道:88.5% ・集落排水整備:100% ・合併処理浄化槽整備:93.0%			90.4% 99.1% 70.2%	90.1% 99.2% －	

基本施策		1－(1)②自然環境の保全				
具体的施策		・保存樹木・保存樹林の指定・保存 ・低農薬・有機農業の推進 ・環境保全型農業の推進 ・自然生態系に配慮した親水空間の保全・創出 ・廃棄物の回収と再生利用 ・森林保全活動の推進				
主な 取 組 み	事業名【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H20年度の実績	H19年度の実績	
	指定保存樹木等管理保全事業 【環境政策課】	・市指定の保存樹木等のPR及び保全活動への支援 ・名木古木観察会の実施	・保存樹木等の指定箇所:25箇所	25箇所	25箇所	
	自然環境創造支援事業 【環境政策課】	・ビオトープ等の保全・再生活動を行う団体等への支援	・支援団体:累計12団体	1団体(累計7団体)	1団体(累計7団体)	
	有機農業支援事業 【農業振興課】	・有機堆肥を散布する場合の経費を補助 ・堆肥、油かす、木粉炭の購入補助	・有機堆肥の散布量:1,900トン	1,672トン	1,866トン	
	森林整備地域活動支援推進事業 【林務水産課】	・森林の生育状況の調査、所有境界の確認等 ・作業道や歩道の刈払い、補修等への支援	・森林施業(間伐):265ha／年	239.47ha／年	374.94ha／年	
			・森林内の道路整備:8,900m／ha	5,370m	6,340m	
・路線密度(森林内の道路整備の状況):15.6m/ha			15.6m/ha	15.2m/ha		

基本施策	1－(1)③土壌環境の保全				
具体的施策	・発生源となる工場・事業場の監視・指導				
主な 取り 組み	事業名【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H20年度の実績	H19年度の実績
	公害防止対策事業 【環境政策課】	・土壌汚染対策法に基づく適正な 監視・指導	・指定区域:1地区	0地区	0地区

基本目標	1－(2) 自然とふれあいの確保
------	------------------

基本施策	1－(2)①自然体験への取り組みの推進				
具体的施策	・自然とふれあう自然体験の推進				
主な取り組み	事業名【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H20年度の実績	H19年度の実績
	自然観察会 【環境政策課】	・子供エコクラブへの支援 ・自然観察会の実施	・エコクラブ登録者数:1,650人	1,364人	808人

基本施策	1－(2)②市民と農家との交流の推進				
具体的施策	・市民農園開設の推進 ・グリーンツーリズムの推進 ・地産地消の取り組みの推進				
主な取り組み	事業名【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H20年度の実績	H19年度の実績
	市民農園整備推進事業 【農業振興課】	・人と自然のふれあいの場となる市民農園の開設	・開設区画数:487区画	487区画	540区画
	地産地消推進事業 【経済戦略課】	・地産地消を推進し、地元産業の活性化を図る	・学校給食の地元食材の使用率:47%	44.5%	45.7%
	グリーンツーリズム推進事業 【地域振興室】	・グリーンツーリズムを推進し、都市と農村の交流促進を図る	・グリーンツーリズム連絡会への参加地域:9地域	7地域	7地域

基本目標	1－(3) 生態系への配慮
------	---------------

基本施策	1－(3)①希少動植物の保護				
具体的施策	・生息状況の把握				

基本施策	1－(3)②生息環境の保全				
具体的施策	・市街地や周辺部の樹林の保全 ・農地の保全 ・山間部や丘陵地の緑地の保全 ・動植物保護地区の指定・保護				
主な取り組み	事業名【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H20年度の実績	H19年度の実績
	都市公園等整備事業 【都市計画課】	・市民に憩いや良好な都市環境を提供するため、都市公園等を整備（重箱緑地整備、浜村砂丘公園整備、街区公園整備）	・市民一人当たりの都市公園面積:9.81㎡/人	8.9㎡/人	8.9㎡/人
	農地流動化推進事業 【農業委員会】	・中核的農業者への農地利用権の設定に対する助成 ・遊休農地を長期にわたり利用(利用権設定)した者への助成	・遊休農地の解消面積:30ha ・農地の利用集積面積:120ha	1ha 135ha	145.7ha

基本方針 2. めざそう安全で人にやさしいまち

基本目標 2- (1) 景観・美観の保全

基本施策	2- (1) ① まちなみ景観の保全				
具体的施策	・自然景観の保全・形成 ・市街地景観の保全・形成				
主な取り組み	事業名【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H20年度の実績	H19年度の実績
	景観計画策定事業 【都市計画課】	・「鳥取市景観計画」の策定 ・景観形成地域の指定	・景観形成地域の指定:4地区	4地区	4地区

基本施策	2- (1) ② 適正な土地利用の推進				
具体的施策	・開発行為・宅地開発等の土地利用に対する規制・監視・指導				
主な取り組み	事業名【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H20年度の実績	H19年度の実績
	鳥取市開発審査会 【建築指導課】	・開発行為等の許可申請に対し、適正な審査の実施	・開発許可、意見照会、事前相談件数:300件	490件	420件

基本目標 2- (2) 緑豊かなまち

基本施策	2- (2) ① 緑化の推進				
具体的施策	・公共施設の緑化の推進 ・緑化の普及・啓発 ・民有地(施設)の緑化の推進				

基本施策	2- (2) ② 公園・公共空地の整備				
具体的施策	・身近な自然とふれあうことができる緑地・公園などの整備				
主な取り組み	事業名【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H20年度の実績	H19年度の実績
	都市公園等整備事業(再掲) 【都市計画課】	・市民に憩いや良好な都市環境を提供するため、都市公園等を整備(重箱緑地整備、浜村砂丘公園整備、街区公園整備)	・市民一人当たりの都市公園面積:9.81㎡/人	8.9㎡/人	8.9㎡/人

基本目標 2- (3) 人と環境に配慮した交通

基本施策	2- (3) ① 交通の円滑化・交通渋滞の解消				
具体的施策	・公共交通機関の利用促進 ・歩行者・自転車道の分離 ・自転車の利用促進				
主な取り組み	事業名【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H20年度の実績	H19年度の実績
	100円循環バス運行事業 【交通対策室】	・中心市街地での利便性の向上と環境負荷低減のため100円循環バスを整備し、公共交通機関の利用促進を図る	・「くる梨」の利用者数:260,000人	258,269人	251,180人
	自転車駐車場管理運営事業 【交通対策室】	・鳥取市営自転車駐車場の管理運営 ・放置自転車禁止区域の見回り、撤去	・JR鳥取駅自転車駐車場1日当たり利用台数:1,400台	1,313台/日	1,311台/日

基本施策	2- (3) ② 低公害車の利用促進				
具体的施策	・低公害車の利用・導入の促進				
主な取り組み	事業名【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H20年度の実績	H19年度の実績
	低公害車導入促進事業 【財産管理課】	・公用車の更新時には、低公害車(省エネ基準適合車)を導入	・公用車に占める低公害車の割合:35%	30.3% (107台/353台)	24.4% (92台/377台)

基本目標	2ー(4)安心・安全なまち
------	---------------

基本施策	2ー(4)①雨水対策の推進				
具体的施策	・雨水排水施設整備の促進		・雨水貯留施設の整備		
主な 取り 組み	事業名【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H20年度の実績	H19年度の実績
	下水道水質改善事業 【下水道計画課】	・合流式下水道の改善、管渠(貯留管)、雨水管(側溝)など排水施設の整備	・合流式下水道改善事業整備率:71.6%	整備率37.7%	17.4%

基本施策	2ー(4)②人に配慮したまちづくり				
具体的施策	・バリアフリー社会の形成				
主な 取り 組み	事業名【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H20年度の実績	H19年度の実績
	市営住宅立替等事業 【建築住宅課】	・建替又は住戸改善時にはバリアフリー化等を図り、入居者の居住の安定を図る ・市営住宅の維持管理等	・市営住宅のバリアフリー化率:29.1%	26.2%	25.5%

基本施策	2ー(4)③災害に強いまちづくり				
具体的施策	・災害情報の収集・伝達体制の形成 ・防災・防犯対策の推進		・危険地区・地域の計画的改修		
主な 取り 組み	事業名【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H20年度の実績	H19年度の実績
	総合防災対策事業 【危機管理課】	・防災無線整備	・緊急情報伝達可能エリア:40% (累計100%)	20%(累計30%)	10%
	急傾斜地崩落対策事業、 普通河川改良事業 【都市建設課】	・急傾斜地災害対策、河川改修等の 治山・治水事業の促進	・急傾斜地崩落対策事業の進捗率:94.1% ・維持管理河川の進捗率:100%	58.9% 55.5%	52.9% 43.7%
	安全安心まちづくり事業・ 防犯協議会活動補助事業 【危機管理課】	・防災組織体制の整備 ・防犯協議会活動に対する補助	・自主防犯活動団体補助金交付: 5件	5件	5件

基本目標	2－(5)健康できれいなまち
------	----------------

基本施策	2－(5)①大気汚染・悪臭・騒音・振動の防止				
具体的施策	・大気汚染の防止 ・騒音・振動の防止 ・悪臭の防止				
主な 取り 組 み	事業名【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H20年度の実績	H19年度の実績
	低公害車導入促進事業 (再掲) 【財産管理課】	・公用車の更新時には、低公害車(省エネ基準適合車)を導入	・公用車に占める低公害車の割合:35%	30.3% (107台／353台)	24.4% (92台／377台)
	公害防止対策事業 【環境政策課】	・悪臭防止法による工場・事業場への指導 ・騒音、振動規制法による工場 ・事業場等への指導及び自動車騒音の常時監視	・悪臭測定の実施回数:年12回以内 ・自動車騒音測定:18区間(累計)	12回 3区画(累計9)	12回 3区画(累計6)

基本施策	2－(5)②不法投棄の防止				
具体的施策	・不法投棄対策				
主な 取り 組 み	事業名【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H20年度の実績	H19年度の実績
	不法投棄対策事業 【生活環境課】	・不法投棄監視員ハトール、警察等関係機関と連携して取り締まりの強化 ・不法投棄防止看板、監視カメラ等を設置の推進	・不法投棄件数:100件未満	200件	188件

基本施策	2－(5)③ごみゼロに向けた減量化・再資源化の推進				
具体的施策	・環境配慮製品の普及・促進 ・減量化対策				
主な 取り 組 み	事業名【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H20年度の実績	H19年度の実績
	ISO14001運用管理事業 【環境政策課】	・環境マネジメントシステムの仕組みを利用し、環境にやさしい製品の優先的に購入	・市役所のグリーン購入率:100%	79.5%	98.9%
	ごみ減量化・再資源化対策事業 【生活環境課】	・市民、事業者、行政が協働してごみ減量化に向けた取り組みを実施し、ごみゼロ社会を目指す	・1人1日当たりの総排出量:900g ・資源回収率:20%	925g 19.03%	1,016g 18.96%

基本目標	2－(6)歴史・文化の薫るまち
------	-----------------

基本施策	2－(6)①文化財の保護と活用				
具体的施策	・文化財の保護と活用				
主な 取り 組 み	事業名【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H20年度の実績	H19年度の実績
	指定文化財等管理事業 史跡等整備事業 【文化財課】	・指定文化財(国・県・市)の適正な保存管理 ・事業者(所有者・団体)への補助	・指定文化財への訪問者数:92,500人	92,022人	101,545人

基本施策	2－(6)②地域文化・伝統芸能の継承、創造				
具体的施策	・地域文化・伝統芸能の継承、創造				
主な 取り 組 み	事業名【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H20年度の実績	H19年度の実績
	文化芸術鑑賞事業 文化顕彰事業 【文化芸術推進課】	・文化芸術イベント事業の推進 ・伝統芸能活動に取り組む保存会等への支援 ・文化芸術の振興に寄与した個人・団体への顕彰	・文化施設への入込み数:390,000人 ・文化芸術イベントの鑑賞者数:80,000人	387,064人 (99.2%) 73,056人 (91.3%)	390,899人 (103.6%) 72,483人 (75.0%)

基本方針 3. つなげよう未来へつなぐ美しい地球

基本目標 3- (1) 地球温暖化の防止

基本施策	3- (1) ①温室効果ガス排出量の削減				
具体的施策	・地球温暖化防止対策の推進				
主な取り組み	事業名【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H20年度の実績	H19年度の実績
	地球温暖化対策実行計画推進事業 【環境政策課】	・鳥取市地球温暖化対策実行計画を策定し、計画に基づき温室効果ガスの削減に向けた取り組みを実施	・二酸化炭素排出量の削減率:9%	8.2%	4.3%

基本施策	3- (1) ②二酸化炭素吸収源の保全				
具体的施策	・森林・緑地の保全				
主な取り組み	事業名【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H20年度の実績	H19年度の実績
	都市公園等整備事業(再掲) 【都市計画課】	・市民に憩いや良好な都市環境を提供するため、都市公園等を整備(重箱緑地整備、浜村砂丘公園整備、街区公園整備)	・市民一人当たりの都市公園面積:9.81㎡/人	8.9㎡/人	8.9㎡/人
	農地流動化推進事業(再掲) 【農業委員会】	・中核的農業者への農地利用権の設定に対する助成 ・遊休農地を長期にわたり利用(利用権設定)した者への助成	・遊休農地の解消面積:30ha ・農地の利用集積面積:120ha	1ha 135ha	145.7ha

基本目標 3- (2) オゾン層の保護

基本施策	3- (2) ①フロンガスの排出抑制				
具体的施策	・フロンガスの排出抑制対策の推進				

基本目標 3- (3) 酸性雨の防止

基本施策	3- (3) ①窒素酸化物、硫黄酸化物の排出抑制				
具体的施策	・窒素酸化物、硫黄酸化物の排出抑制対策の推進				
主な取り組み	事業名【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H20年度の実績	H19年度の実績
	低公害車導入促進事業(再掲) 【財産管理課】	・公用車の更新時には、低公害車(省エネ基準適合車)を導入	・公用車に占める低公害車の割合:35%	30.3% (107台/353台)	24.4% (92台/377台)

基本目標	3-(4)エネルギーの有効利用
------	-----------------

基本施策	3-(4)①新エネルギーの普及・促進				
具体的施策	・新エネルギーの普及・促進				
主な取り組み	事業名【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H20年度の実績	H19年度の実績
	新エネルギー利用普及推進事業 【環境政策課】	・太陽光発電施設、小型風力発電施設、薪及びペレットストーブ設置者への補助	・新エネルギーの導入:6,000kW	4,614kW	4,479kW

基本施策	3-(4)②省エネルギーの普及促進				
具体的施策	・省エネルギー意識の普及・啓発 ・省エネルギー型製品の導入				
主な取り組み	事業名【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H20年度の実績	H19年度の実績
	ISO14001運用管理事業 【環境政策課】	・環境マネジメントシステムの仕組みを利用し、市役所の省エネルギー化、環境にやさしい製品の優先購入を図る	・電気使用量:7,126,519kWh	7,263,971kWh	7,581,404kWh
			・水道使用量:26,163m3	26,915m3	32,300m3
			・自動車燃料:228,537ℓ	234,217ℓ	247,200ℓ
			・グリーン購入の実績:100%(再掲)	80.50%	98.90%

基本方針 4. ふみだそう一人ひとりが育てる環境意識

基本目標	4-(1)環境教育・学習の推進
------	-----------------

基本施策	4-(1)①学校・地域における環境教育の推進				
具体的施策	・環境教育の充実 ・環境学習を実施する人材の育成 ・環境学習の機会・情報の提供				
主な取り組み	事業名【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H20年度の実績	H19年度の実績
	校外学習体験事業 【学校教育課】	・小中学校の校外学習において「ふるさとクリーン・クリーン活動」などの環境美化活動教育を実施し、小中学生の環境意識の育成を図る	・「ふるさとクリーン・クリーン活動」参加小中学校:62校	54校	54校
	環境教育・環境学習推進事業 【生活環境課】	・リサイクルドリームハウスでの木工教室やガラス教室等を通じ、環境教育・環境学習に取り組む	・リサイクルドリームハウス夏休み工作教室参加者数:1,000人	1,931人	659人
	環境学習啓発事業 【企画調整課】	・鳥取環境大学の実施する高校生環境問題論文の募集・発表会を支援し、環境学習機会の増加を図る	・環境論文応募総数:1,440件	1,423件	1,352件
	不法投棄監視員設置事業 【生活環境課】	・年々増加する不法投棄を未然に防止するために、不法投棄監視員を設置	・環境推進員数:360人	350人	350人

基本目標	4－(2)環境情報の共有化
------	---------------

基本施策	4－(2)①環境情報の収集・提供			
具体的施策	・環境情報の収集・提供		・環境情報の整備	

基本目標	4－(3)市民・事業者・市が連携できる仕組みづくり
------	---------------------------

基本施策	4－(3)①市民、環境保護団体等とのネットワーク化			
具体的施策	・市民、環境保護団体等とのネットワーク化の推進			

基本施策	4－(3)②環境保全活動の支援			
具体的施策	・環境保全活動の支援			

基本目標	4－(4)環境ビジネスの創出
------	----------------

基本施策	4－(4)①環境ビジネスの育成・支援				
具体的施策	・環境ビジネスの育成・支援				
主 な 取 組 み	事業名【担当課】	事業内容	H22年度目標値	H20年度の実績	H19年度の実績
	ISO14001運用管理事業 【環境政策課】	・循環型社会の構築に向け、 ISO14001・TEAS等の認証取得に取 り組む事業者を育成・支援	・環境管理システム(ISO14001・ TEAS)の登録者数:290団体	276団体	235団体

Ⅳ 公害対策の取り組み

1. 公害監視測定（平成20年度事業費 880千円）

（1）悪臭測定

悪臭防止法第11条に基づき、悪臭が強くなる夏場（7月～9月）に4事業所を3回ずつ測定し、1事業所で1回基準を超えた項目があったため、対策を講ずるよう指導しました。また、平成18年度から2事業所について、人間の嗅覚を用いて測定する方法も同時に行っています。

2. 湖山池浄化対策（平成20年度事業費 1,152千円）

湖山池の水質浄化については、県が策定した「湖山池水質管理計画」により、県と連携して取り組んでいます。

（1）生活排水対策

①台所用ろ過袋のあっせん

湖山池周辺の5地区（湖山・湖山西・吉岡・大郷・松保）の中で、公共下水道が未普及の町内会に対し、年2回ろ過袋をあっせんしました。

②啓発用チラシの配布

水質浄化に対する意識向上を図るため、湖山池周辺町内会に啓発用のチラシを配布しました。

（2）水質調査

H20年度の湖山池の水質の状況は、中央部でCODが5.8 mg/L、T-Nが0.66mg/L、T-Pが0.063mg/Lで、過去5年間と比べてやや高い数値でした。

4地点とも湖山池の環境基準（COD：3.0mg/L、T-N：0.40mg/L、T-P：0.03mg/L）を超えています。

（3）事業場への立ち入り調査

湖山池に排水している事業場のうち排水基準が設けられている6事業場について、定期的に立ち入り調査を行いました。排水に問題はありませんでした。

3. 特例市に伴う監視事業（平成20年度事業費 4,359千円）

本市は、平成17年10月に特例市取得に伴い、水質汚濁防止法・土壤汚染対策法など環境行政に係る権限が委譲されました。

（1）水質調査業務

本市は、県が作成した「平成20年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき、国・県と連携して公共用水域の汚濁の状況について調査を行いました。

(1) 河川の水質状況

①千代川

千代川には、有富川との合流点から上流が類型AA（BOD 1mg/L以下）、下流が類型A（BOD 2mg/L以下）という環境基準が定められています。

全地点（類型AA水域3地点、A水域2地点）の水質は、ほぼ環境基準を達成していて、経年的にみても同程度の水質で推移しています。

②袋川

袋川の水質は、BODでみると年平均値0.6mg/L（若桜橋）で、経年的にみても年により変動はありますが、浄化の傾向を示しています。

袋川の流入河川（天神川、山白川、狐川）の水質は、BODでみると年平均値0.8～1.2 mg/Lで、経年的にみると年により変動はありますが、浄化の傾向を示しています。

③湖山池流入河川等

湖山池の流入河川（湖山川、枝川）の水質は、BODでみると前年度と同程度で、経年的にみても同程度の水質で推移しています。

流出河川である湖山川の水質は、BODでみると年平均値1.9mg/L（湖山橋）で、近年は同程度の水質で推移しています。

④塩見川

福部町内を流れる塩見川の水質は、BODでみると年平均値0.7mg/L（箭溪）で、経年的にみても、年により変動はあるものの同程度の水質で推移しています。

⑤河内川

気高町内を流れる河内川の水質は、BODでみると年平均値0.8mg/L（宝木）で、経年的にみても、年により変動はあるものの同程度の水質で推移しています。

⑥勝部川

青谷町内を流れる勝部川の水質は、BODでみると年平均値0.6mg/L（吉川）で、経年的にみても、年により変動はあるものの同程度の水質で推移しています。

流入河川である日置川の水質は、BODでみると年平均値0.9mg/L（善田）で、経年的にみても年により変動はありますが、浄化の傾向を示しています。

⑦その他の河川

野坂川、砂見川、有富川、大路川、新袋川、佐治川、八東川の水質は、BODでみると前年度と同程度で、経年的にみると年により変動はあるものの同程度の水質で推移しています。

(2) 湖沼の水質状況

①湖山池

湖山池は、湖沼類型A（COD 3mg/L以下）の環境基準が定められています。

4地点の水質は、COD（75%値）5.8～6.1mg/Lで、いずれの地点も環境基準を超えています。

また、主な汚濁の原因である窒素、リンについても湖沼類型Ⅲ（窒素0.4mg/L、リン0.03mg/L以下）の環境基準が定められています。

4地点の水質は、窒素（表層の年平均値）が0.66～0.75mg/L、リン（表層の年平均値）が0.063～0.073mg/Lで、いずれの地点も環境基準を超えています。

なお、中央部の塩素イオン濃度（全層の年平均値）については、平成11～17年度までは150～190 mg/Lを推移していますが、湖山池を汽水湖として再生するため、平成17年11月より塩分導入実証試験が実施され、その結果、平成18年度から高くなり平成20年度は590mg/Lとなっています。

②多鯰ヶ池

3地点の水質は、COD（年平均値）が3.0～3.6 mg/L、窒素（表層の年平均値）が0.36～0.43mg/L、リン（表層の年平均値）が0.011～0.015mg/Lで、経年的にみると年により変動はあるものの同程度の水質で推移しています。

（３）地下水の水質状況

①概況調査

市内2地点で測定した結果、1地点で砒素が地下水の環境基準に適合しませんでした。原因は、自然的要因によるものと推定します。

②定期モニタリング調査

過去の概況調査において地下水汚染が確認された11地点について、継続的に監視しています。そのうち5地点でふっ素及びほう素、1地点でふっ素、1地点で硝酸性・亜硝酸性窒素が環境基準に適合しませんでした。

この原因は、ふっ素とほう素については温泉水の混入等による自然的要因によるもので、また、硝酸性・亜硝酸性窒素については施肥によるものと推定します。

なお、井戸所有者には結果の周知と飲用指導を行うとともに、概況調査等で環境基準を超えた井戸については、定期モニタリング調査に移行して継続的な監視を実施します。

（４）工場・事業場の水質調査

本市は、水質汚濁の防止のための措置を効果的に運用していくため、工場・事業場に対し立入調査や排水の水質検査を実施しています。

平成20年度は延べ141件の立入調査と水質検査を行い、排水基準等に違反した事業場（2件）に対して排水処理施設の改善や維持管理の徹底等、排水基準等を遵守するよう指導しました。

4. 自動車騒音の常時監視調査（平成20年度事業費 2,509千円）

本市は、騒音規制法第18条第1項（自動車騒音の常時監視）に基づき、計画的に自動車騒音の状況について測定しています。なお、平成20年度の結果は次のとおりです。

①自動車騒音常時監視結果

3地点で道路騒音測定を行い、その測定結果と過去に実施した測定結果を元に環境省の面的評価システムを使用し、3路線で環境基準達成状況の評価を行いました。

その結果、昼夜とも基準値以下であったのは87.1%、夜間のみ基準値以下であったのは10.5%、昼夜とも基準値を超過したのは2.4%でした。

5. 公害苦情

毎年、市民から苦情の申し立てが多くあり、速やかな調査・対応に心がけています。

平成20年度に市民から寄せられた公害苦情件数は79件あり、その内訳は、水質汚濁（油等の流出）が35件、大気汚染（野焼きに伴う煙）が27件、騒音（事業所・工事等の騒音）が12件でした。

6 土壌汚染

本市は、土地所有者等が土壌汚染対策法に基づき土壌汚染状況調査を実施し、一定の基準を超過する土壌汚染が判明した場合、その土地を「指定区域」として公示しています。

なお、現在、市内に指定区域となっている土地はありません。

平成21年度版
(平成20年度実績)

鳥取市の環境

資料編

鳥取市環境下水道部 環境政策課

目 次

資料編

I 鳥取市の自然

1. 現状	1
2. 指定状況	5

II 鳥取市の環境

1. 公共用水域の採水地点	9
2. 河川の状況	10
3. 湖沼の状況	15
4. 大気汚染の状況	17
5. 騒音の状況	19
6. 振動の状況	22
7. 悪臭の状況	23
8. 土壌汚染の状況	24
9. 公害苦情の状況	24

自然保護及び環境保全条例	25
--------------	----

自然保護及び環境保全条例施行規則	31
------------------	----

I 鳥取市の自然

1 現状

本市は日本海に面し、国立公園鳥取砂丘を始め、湖山池、多鯰ヶ池、水尻池の三つの池、南北を貫流する千代川、標高 1,000mを超える山地など、多様で豊かな自然に恵まれています。

本市独自の自然環境調査は実施されていませんが、鳥取県などにより数次にわたり各種調査が行われています。その中で植生など本市関係のものは、次のとおりとなっています。

(1) 植生

① 照葉樹帯域

標高 400～500mあたりまで、タブノキ、スダジイ、シラカンなどの照葉樹が見られますが、ほとんどの地域で人の手が入り、住宅地、農林業地として利用され、自然林は神社の森や急傾斜地などにわずかに残っているにすぎません。

沿岸には、千代川の河口を中心に海岸砂丘が発達し、特に、鳥取砂丘には幅 1.2km に及ぶ砂丘が保全され、ハマゴウ、ウンラン、コウボウムギなど多様な砂丘植物が見られますが、砂の移動が止まり、帰化植物の進入など草原化が進んでいます。

② ブナ帯域

標高 500m以上がブナ帯域となりますが、大半がスギやヒノキの植林地やアカマツ、クスギ、コナラなどの二次林となっています。

河原町から佐治町にかけての三国山塊や国府町の扇ノ山の一部には、かなりの規模のブナ林が残っています。

(2) すぐれた自然

鳥取県自然環境調査研究会の調査（平成 3 年）の結果、本市におけるすぐれた自然として次のものがあげられています。

【地形・地質】

※¹「鳥取のすぐれた自然 地形・地質編」より

○ 火山とその山地

名 称	位 置	選定の理由
扇 ノ 山	国府町ほか	第四紀更新世の玄武岩質火山群
河 合 谷 高 原	国府町ほか	溶岩流の台地

○ 非火山山地

名 称	位 置	選定の理由
騶 馳 山	福部町ほか	海岸の独立峰、波食棚・海食崖の発達した岩石海岸
久 松 山	百谷ほか	花崗岩の孤立峰と山城の跡
因 幡 三 山	桜谷ほか	孤立丘（面影山、今木山、甕山）
霊 石 山	河原町ほか	メサ型地形
三角山（頭巾山）	用瀬町	急峻な傾斜をもつ山地
波多ノ台（黒岩高原）	用瀬町ほか	玄武岩溶岩流のつくる平坦な高原
鷲 峰 山	鹿野町ほか	孤立峰
吉岡・鹿野・岩坪活断層	鹿野町ほか	鳥取県で顕著な活断層

○ 河川（峡谷・滝・段丘）・湖沼

名 称	位 置	選定の理由
雨 滝	国府町	扇ノ山山麓の滝
雨 滝 峡 谷	国府町	峡谷
安 蔵 川 溪 谷	用瀬町	花崗岩に形成された溪谷
佐 治 川 溪 谷	佐治町	溪谷
山 王 滝	佐治町	滝
三 滝 溪 谷	河原町	千畳滝、夫婦滝などの多くの滝と急流河川
岩坪のおう穴	岩坪	おう穴
多 鯰 ケ 池	浜坂ほか	砂丘と成因的に関連する池
湖 山 池	湖山ほか	面積の大きな潟湖
青 島	高住	離れ島
鳴 滝	青谷町	滝

※ほかに、赤波川溪谷おう穴群（用瀬町）

○ 海岸・砂丘

名 称	位 置	選定の理由
鳥 取 砂 丘	浜坂ほか	バルハン型の凹地が発達した海岸砂丘。火山灰により古砂丘、新砂丘に2分される。
白 兎 海 岸	白兎	因幡の伝説で知られる砂浜海岸、波食棚
長 尾 鼻	青谷町ほか	広い岩棚をもつ海食崖
鳥取県内に分布する 鳴り砂	浜坂ほか	清浄な砂粒からなる砂浜海岸

○ 地質（先新第三系・新第三系）

名 称	位 置	選定の理由
三郡変成岩中の枕状溶岩	河原町ほか	三郡変成岩中にみられる枕状溶岩：海底火山活動の証拠
郡 家 礫 岩 層	河原町ほか	鳥取層群の基底礫岩層
河原火砕岩層	河原町ほか	鳥取層群の火砕岩層
円通寺礫岩砂岩層	円通寺ほか	鳥取層群中部累層の基底礫岩層
普含寺泥岩層	国府町ほか	貴重で豊富な化石を産する鳥取層群の代表的地層
小田安山岩層	国府町ほか	鳥取層群の一部層
荒金火砕岩層	国府町ほか	鳥取層群の火砕岩層
摩尼参道の柱状節理	覚寺	安山岩の柱状節理

○ 化石

名 称	位 置	選定の理由
上地の動物化石	国府町	鳥取層群岩美累層普含寺泥岩層の模式地と海生動物化石の産出地
辰巳峠層の植物化石	佐治町	西日本における中新世後期を代表する化石植物群とその地層（県指定天然記念物）
宝木垂炭層の昆虫化石	気高町	白兎礫層中の垂炭層とネクイハムシ亜科を主とする昆虫化石

○ 岩石・鉱物・鉱床

名 称	位 置	選定の理由
佐 治 川 石	佐治町	三郡変成帯の緑色岩で鑑賞石
山口の“やしろみかげ”	用瀬町	節理の少ない良質の石材で、県内最古期の花崗岩の一つである用瀬花崗岩
南田石と円護寺石	福部町ほか	緑色凝灰岩で、加工しやすく火に強い石材

○ 温泉・湧水

名 称	位 置	選定の理由
吉 岡 温 泉	吉岡温泉町	県庁所在地にある単純透明泉
布 勢 の 清 水	気高町	湧泉、因伯の名水

※ほかに、鳥取温泉、浜村温泉、鹿野温泉

【すぐれた自然：植物】

※2 「鳥取のすぐれた自然 植物編」より

○ 社叢

名 称	位 置	選定の理由
坂谷神社社叢	福部町	スダジイが優占する自然度の高い照葉樹林（県指定天然記念物）
南田神社社叢	福部町	スダジイーカシ型の照葉樹林
多鯰ヶ池の弁財天社叢	福部町	小規模であるが、砂丘の歴史に関わる自然度の高いスダジイ林
高岡神社社叢	国府町	ヤブツバキ及びスダジイの照葉樹林（県指定天然記念物）
宇部神社社叢	国府町	比較的に希少なシラカシ林を主体とするすぐれた照葉樹林
椎谷神社社叢	覚寺	ホソバニセジュズネノキの群生するスダジイ林
樗谿神社社叢	上町	大規模なスダジイ林と特異なモミ林（市指定天然記念物）
大野見宿禰命神社社叢	徳尾	低地残丘のすぐれた照葉樹林（国指定天然記念物）
倉田八幡宮社叢	馬場	平野部低湿地の代表的照葉樹林（国指定天然記念物）

意上奴神社社叢	香取	巨木の多い多彩な林相の県下最大規模の照葉樹林（県指定天然記念物・県自然環境保全地域）
伏野神社社叢	伏野	クロキの多い海岸地域照葉樹林
白兎神社社叢	内海	白兎伝説にまつわる海岸地域照葉樹林（国指定天然記念物）
御熊神社社叢	御熊	巨木の多いタブノキーシラカシ照葉樹林
矢矯神社社叢	矢矯	タブノキとウラジログシの巨木が多い照葉樹林（県指定天然記念物）
松上神社社叢	松上	天然記念物のサカキ樹林を含む広域自然林（国指定天然記念物・県自然環境保全地域）
権現の森 （高山神社社叢）	河原町	移行帯林として落葉紅葉樹林帯要素が混生する照葉樹林
犬山神社社叢	用瀬町	希少種のイヌブナやツクバネガシが生育する照葉樹林（県指定天然記念物）
金山神社社叢	佐治町	山地型の代表的な照葉樹林
相屋神社社叢	青谷町	スダジイの大木が多く典型的な照葉樹林（県指定天然記念物）
鷲峯神社社叢	鹿野町	スダジイが主体のすぐれた照葉樹林
茂宇気神社社叢	鹿野町	カゴノキやウラジログシなどの巨木が多いすぐれた照葉樹林

○ 森林

名 称	位 置	選定の理由
雨滝周辺の自然林	国府町	溪谷林とブナ林
扇ノ山のブナ林	国府町ほか	鳥取県東縁部のブナ林
合せヶ谷スリバチの クロマツ林	浜坂	鳥取砂丘地内凹地の歴史的クロマツ自然林
久松山の城跡自然林	東町ほか	アラカシなど特異種を含むスダジイ林およびタブノキ林
船磯のスダジイ林	気高町	スダジイの大木が多い海岸急斜面の照葉樹林
青谷町飯盛山のブナ林	青谷町	低標高山地に発達する貴重な冷温帯自然林
鷲峯山のブナ林	鹿野町	植物相が豊富なブナ林
三滝溪の溪谷林	河原町	冷温帯溪谷林とブナ林
高鉢山・北谷の自然林	佐治町	原生的自然林としてのブナ林と溪谷林
山王滝周辺の自然林	佐治町	暖帯常緑樹林帯・冷温帯落葉広葉樹林の移行帯的自然林
三国山のブナ林	佐治町ほか	自然維持林に指定されたブナ林

○ 低木林・草原

名 称	位 置	選定の理由
鳥取砂丘の植生	福部町ほか	日本最大規模の海岸砂丘における砂丘植生
八本越三原台の ススキ草原	佐治町	中国脊梁山地直下の高原に広がる特異なススキ草原

○ 湿原・湿地林

名 称	位 置	選定の理由
菅 野 湿 原	国府町	低標高地のミズゴケ湿原（県指定天然記念物）
波多ノ台（黒岩高原）の 草原	用瀬町ほか	ミズゴケ湿原のあるススキ草原

○ 貴重植物群生地

名 称	位 置	選定の理由
布勢平神社の バイカモ水生群落	気高町	冷涼な湧水池の水生植物群落

【すぐれた自然：動物】

「鳥取のすぐれた自然 地形・動物編」より

○ 重要生息地域

名 称	位 置	選定の理由
扇ノ山・雨滝・広留野・ 河合谷高原	国府町ほか	豊富な動物相、山地性希少動物の分布、環境省(1991) 絶滅危惧種などの重要生息地
那岐山とその周辺の山 地（波多ノ台・竈山・牛 伏山）	用瀬町ほか	山地草原性昆虫類、亜高山性の鳥類の生息地として、 また、数種の森林性の動物の交雑帯あるいは分布境界 が集中して見られる地域として重要
鳥 取 砂 丘	浜坂ほか	砂丘に特徴的な動物が生存
久松山とその一帯	東町ほか	各種の動物の生息地として貴重な地域 繁殖地・渡来地など生態的にすぐれている地域
高鉢山・高山・三滝溪	河原町ほか	山地性動物・南方系動物の分布、豊富な動物相
水 尻 池	気高町	カモ類などの生息地
鷲 峯 山	鹿野町	貴重な種を含む各種の動物の生息地

2 指定状況

本市には、優れた自然を保護するため、自然公園法を始め、鳥取県及び本市の条例等により指定されている地域があります。

(1) 鳥取市自然保護及び環境保全条例による指定

① 自然緑地保護地区

自然を残すため必要な地域として、久松山一帯を指定しています。

② 動植物保護地区

野生動植物を保護するため必要な地区として、次のものを指定しています。

【動植物保護地区】

名 称	保 護 地 区
カジカ（カエル）	野坂川上流（河内～安蔵）
シャクナゲ	安蔵一帯
ヒメハルゼミ	大和佐美命神社（上砂見）、高路神社、河内神社、小原神社の各社叢

③ 保存樹木（名木・古木）

現在、名木や古木を保存すべき樹木、樹林として次のとおり 25 か所指定しています。

【保存樹木（名木・古木）】

名 称	樹 種	所 在 地	指定年度
男松・女松（真教寺）	マツ	戎町	昭和 5 3
八幡宮参道松並木	マツ	馬場	昭和 5 3
賀露神社社叢	マツ	賀露町北	昭和 5 3
下味野神社の榎	エノキ	下味野	昭和 5 3
河内神社社叢	カゴノキ	河内	昭和 5 3
浄源寺のモッコク	モッコク	上原	昭和 5 3
梨の親木	ナシ	桂見	昭和 5 3
聖神社社叢	イチョウ、ケヤキ	行徳	昭和 5 3
長田神社のケヤキ	ケヤキ	東町	昭和 5 3
国安稲荷神社のシイ	シイ	国安	昭和 5 3
荒神棕	ムク	横枕	昭和 5 3
卯垣神社社叢	シイ、スギ	卯垣	昭和 5 3
古市谷口宅のカエデ	カエデ	古市	昭和 5 3
八幡宮社叢	ケヤキ	古海	昭和 5 3
渡辺家の藤と椎の木	フジ、スダジイ	越路	昭和 6 2
正福寺の銀杏と五葉の松	イチョウ、ヒメコマツ	河内	昭和 6 2
玉屋神社の大杉	スギ	上味野	昭和 6 2
甲山神社のタブノキ	タブノキ	里仁	昭和 6 2
奈佐日本之助の墓のタブノキ	タブノキ	浜坂	昭和 6 2
天然庵のイヌマキ	イヌマキ	円護寺	昭和 6 2
安長堤防林	タブノキほか	安長	平成 4
一里松	マツ	浜坂	平成 1 3
二ノ丸の黒松	マツ	鹿野町鹿野	平成 1 8
幸盛寺の大銀杏	イチョウ	鹿野町鹿野	平成 1 8
南田神社社叢	スダジイほか	福部町南田	平成 1 8

(2) 自然公園法等による指定

本市では、山陰海岸国立公園、氷ノ山後山那岐山国定公園、西因幡県立自然公園が自然公園として指定されています。

(3) 鳥取県自然環境保全条例による指定

県内におけるすぐれた自然環境を保全するため、県自然環境保全地域として本市においては次のものが指定されています。

【県自然環境保全地域】

地域名	指 定 理 由
菅 野	ミズゴケ等の湿原植物、溶岩台地氷河期の花粉等を有する泥炭層
香 取	シイノキ林を主としたヤブツバキクラス域の常緑広葉樹林
松 上	シイノキ林を主としたヤブツバキクラス域の常緑広葉樹林
佐 治	穿入蛇行地形、V字形峡谷、緑色千枚岩を原石とする佐治石分布
洗 足 山	ヒメコマツ、シャクナゲの自生地
北村権現	ウラジログシ、ヒメアオキ群落の一型であるが、アサダを優先種とする特異な群落
気 高 殿	バイカモ等の水草の自生する湧水池とその水源域のタブノキ、スダジイ等の常緑広葉樹林
鹿野河内	スダジイ、ウラジログシ、タブノキ、カゴノキ等の巨木を有する原生的照葉樹林

(4) 鳥獣保護区等の設定

野生鳥獣の保護や繁殖を図るため、保護区や銃猟禁止区域等が設定されています。

【鳥獣保護区】

名 称		面 積	存 続 期 間
鳥 獣 保 護 区	岩 美	2,590ha	平成 13 年 11 月 1 日 ～ 平成 23 年 10 月 31 日
	扇 ノ 山	1,661ha	平成 14 年 11 月 1 日 ～ 平成 24 年 10 月 31 日
	久 松 山	460ha	平成 12 年 11 月 1 日 ～ 平成 22 年 10 月 31 日
	千代川流域	641ha	平成 18 年 11 月 1 日 ～ 平成 28 年 10 月 31 日
	湖 山 池	1,160ha	平成 12 年 11 月 1 日 ～ 平成 22 年 10 月 31 日
	鷲 峰 山	893ha	平成 15 年 11 月 1 日 ～ 平成 25 年 10 月 31 日
	高 鉢 山	302ha	平成 15 年 11 月 1 日 ～ 平成 25 年 10 月 31 日
	布 勢 桂 見	235ha	平成 14 年 11 月 1 日 ～ 平成 24 年 10 月 31 日

(5) その他の指定

① ふるさといきものの里の指定

環境庁は、身近な自然の象徴である小動物とその生息環境の保全や回復を図る地域住民の努力を顕彰するため、「ふるさといきものの里」として各地の活動を選定しました。

本市では次のものが選定されています。

【ふるさといきものの里】（平成元年 4 月選定）

名 称	概 要
鳥取市ホテルの里 （鳥取市上町・樗谿公園）	樗谿ホテルの会がホテル、カワニナの放流と生息地の環境保全活動を実施

② 因伯の名水

鳥取県は、泉や良好なままに保たれている水辺を保護し、水質保全への認識を深めることを目的に「因伯の名水」として県内の 21 か所を選定しました。

このうち本市では次のものが選定されています。

【因伯の名水】（昭和 60 年 6 月選定、平成 2 年 12 月追加選定）

名 称	概 要
[暮らしの中の泉] 布勢の清水（気高町殿）	「布勢平神社」の境内の岩の下から清冷な水が湧き出しており、今も地域の生活用水として活用
[ふれあいの水辺] 多鯰ヶ池（覚寺、福部町湯山）	鳥取砂丘に近く、ボート遊び、魚釣りなど多くの人に憩いの場として親しまれている伝説の池
[ふれあいの水辺] 千代川（用瀬町水域）	千代川の清流が岸辺を洗うこの水域は、江戸時代から続いている流しびなの里として町民の心の清流であり、釣り人、ドライバーの憩いの場
[ふれあいの水辺] 山王滝水域（佐治町中）	山王滝を中心とした自然性豊かな水辺には、キャンプ場、遊歩道などを整備
[ふるさとの溪流] 雨滝溪谷（国府町雨滝）	水量豊富な滝を有する溪谷は景観がすばらしく、自然性に富み、キャンプ、避暑地紅葉など訪れる人が多い
[ふるさとの溪流] 三滝溪（河原町北村）	変化に富んだ滝の数々、絶壁と奇岩の間を流れる美しい溪流は、四季を通じて人々に親しまれている
[ふるさとの溪流] 不動谷川流域（青谷町田原谷）	趣を異にした三つの美しい滝を有する自然性豊かな溪流であり、新緑から紅葉までキャンプ、ハイキングに訪れる人が多い

③ 平成の名水百選

環境省は、平成 20 年 6 月に、水環境保全の一層の推進を図ることを目的に、地域の生活に溶け込んでいる清澄な水や水環境の中で、特に、地域住民等による主体的かつ持続的な水環境の保全活動がおこなわれているものを「平成の名水百選」として選定しました。

このうち本市では「**布勢の清水**」（気高町殿）が選定されました。

参考文献

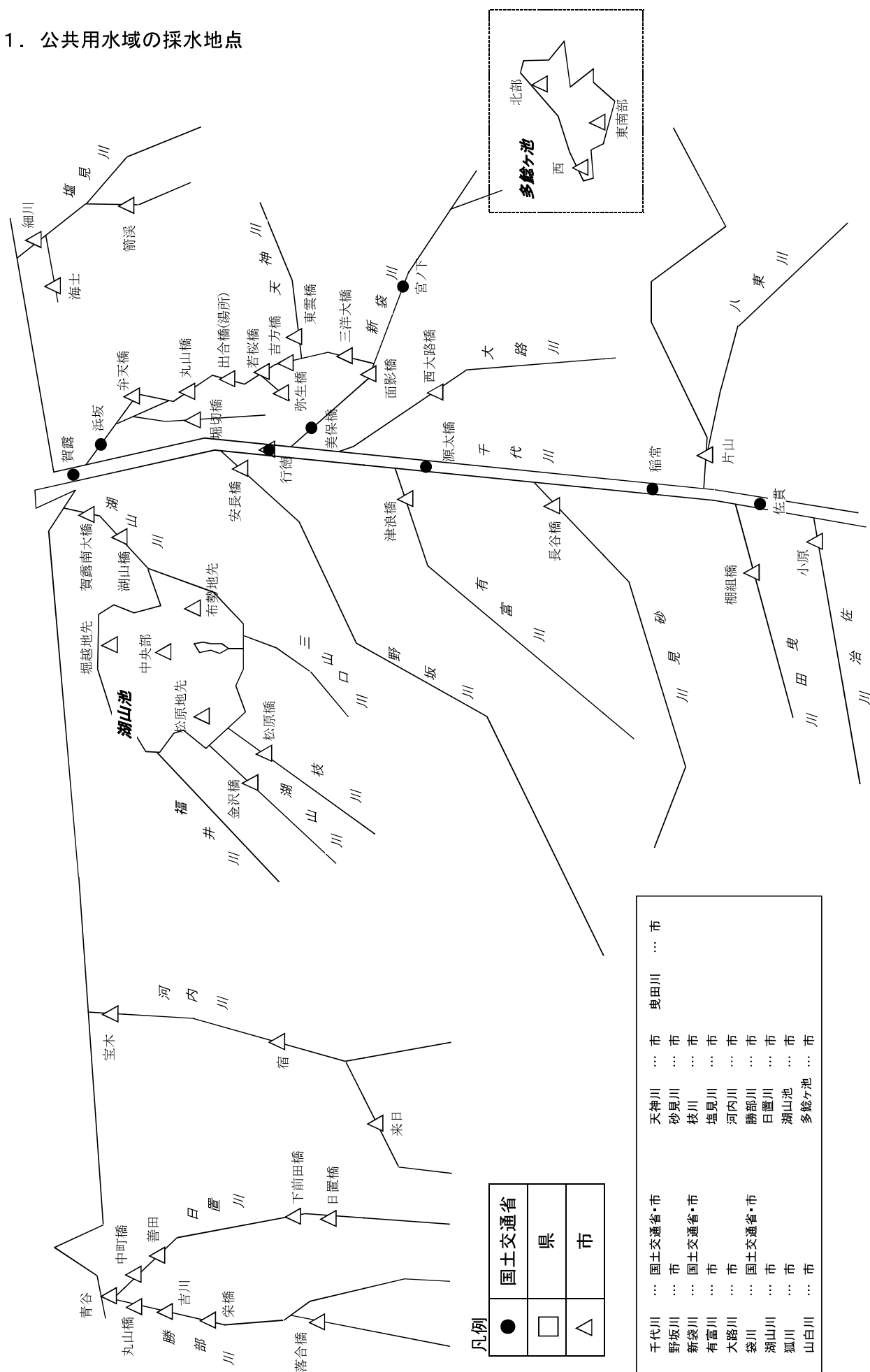
※ 1 「鳥取のすぐれた自然 地形・地質編」 豊島吉則、赤木三郎、岡田昭明共編

鳥取県生活環境部自然保護課 1993

※ 2 「鳥取のすぐれた自然 植物編」 清水寛厚編 鳥取県生活環境部自然保護課 1993

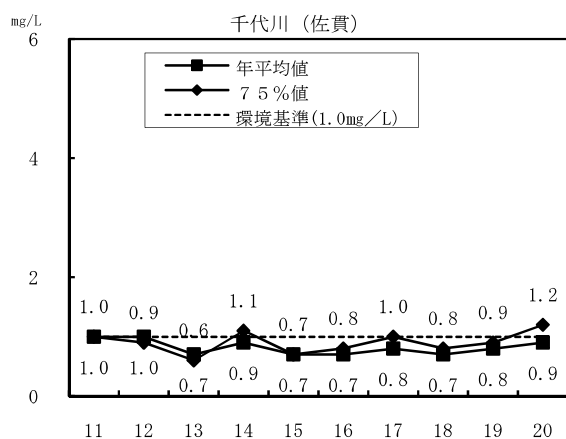
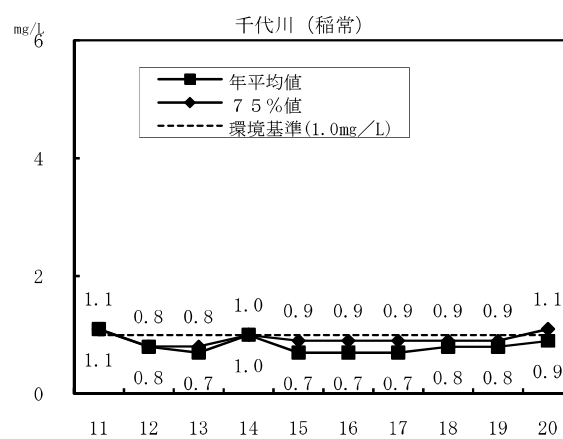
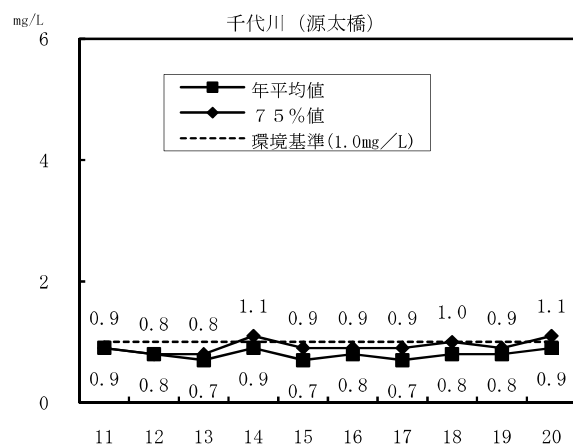
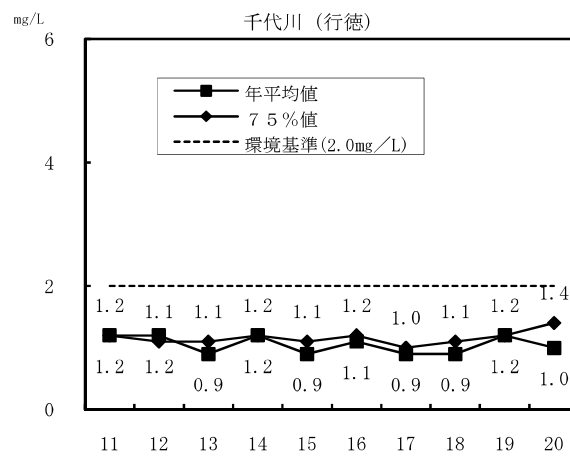
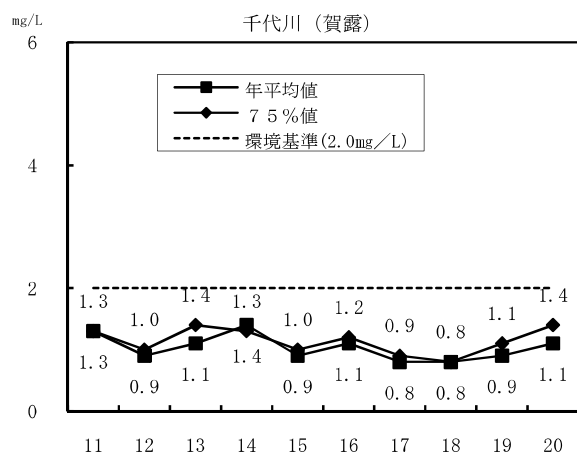
Ⅱ 鳥取市の環境

1. 公共用水域の採水地点

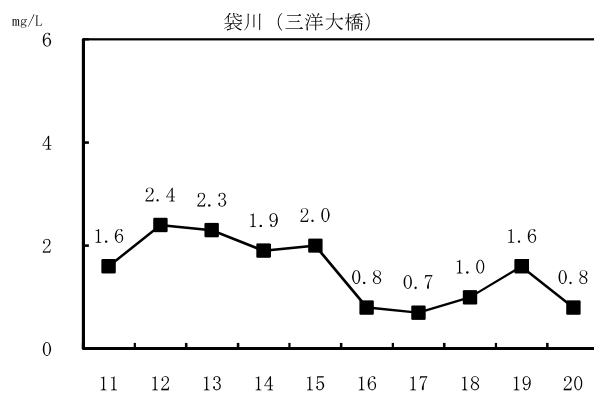
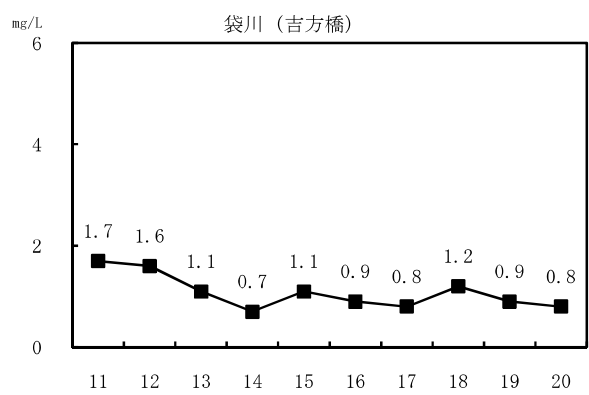
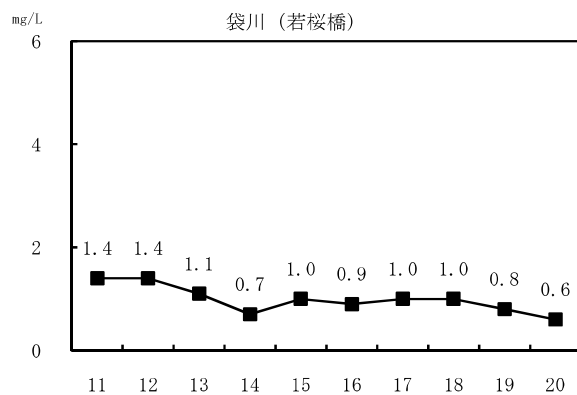
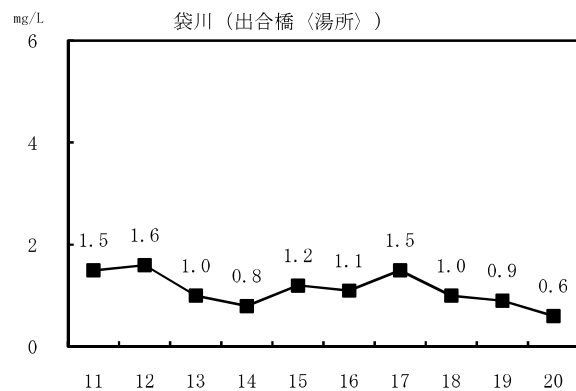
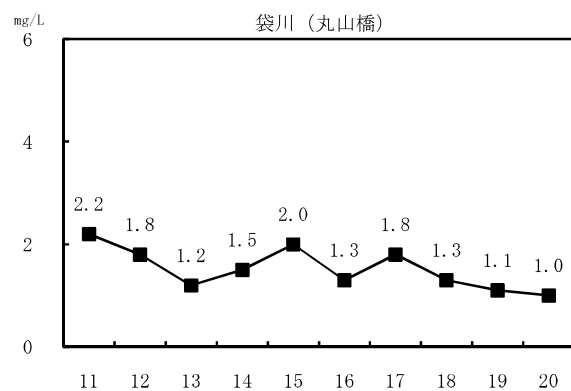
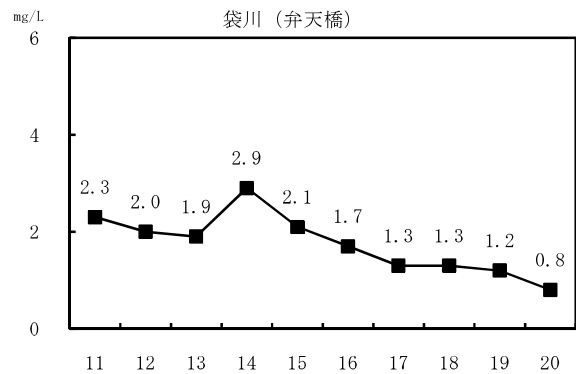
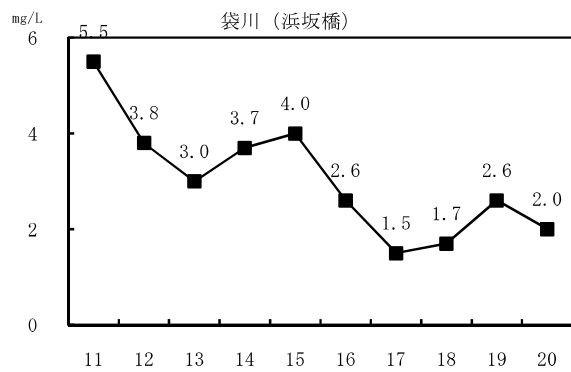


2. 河川の状況

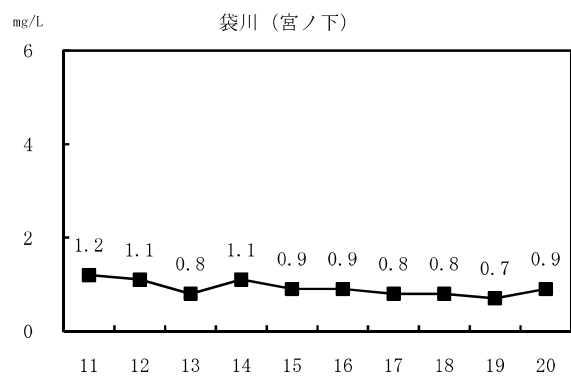
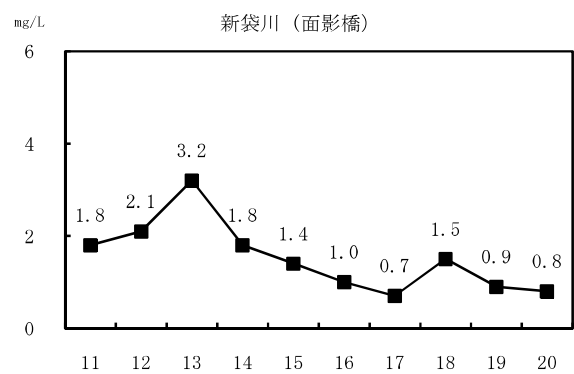
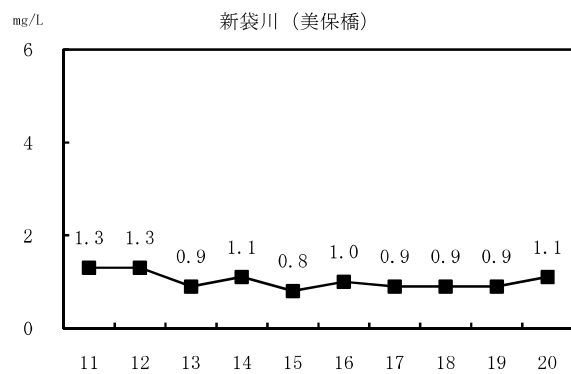
(1) 千代川 (BOD 単位mg/L)



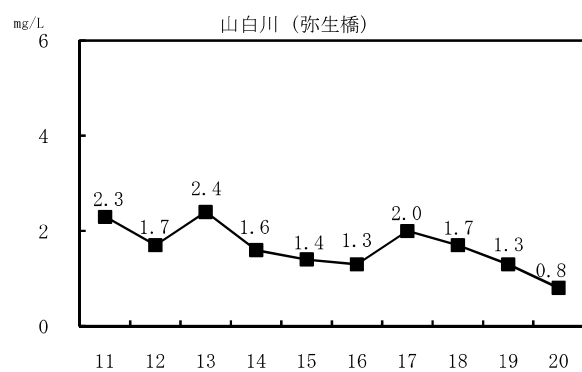
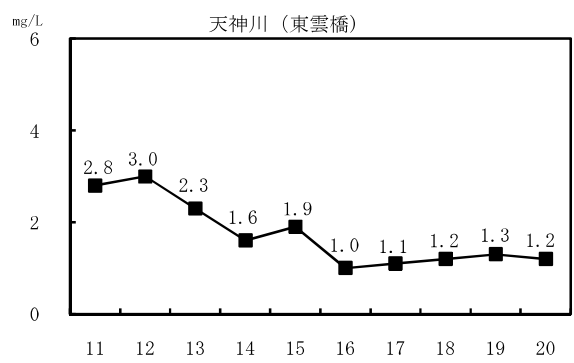
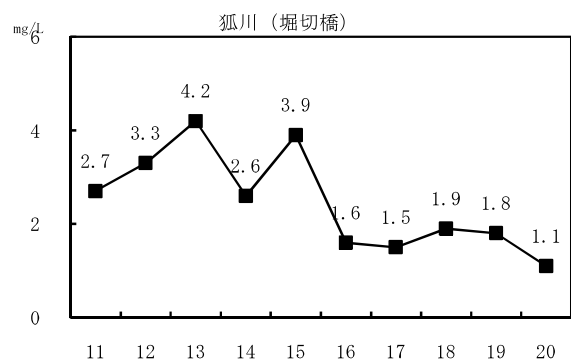
(2) 袋川 (BOD (年平均値) 単位mg/L)



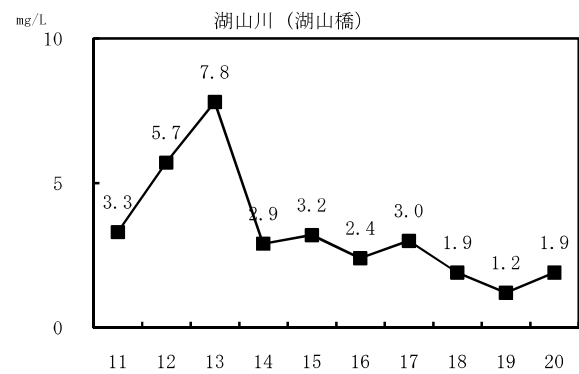
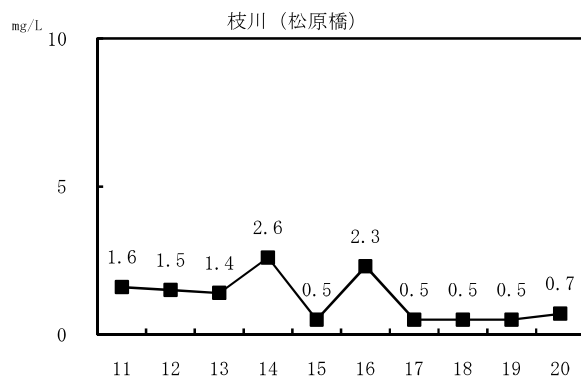
(3) 新袋川 (BOD (年平均値) 単位mg/L)



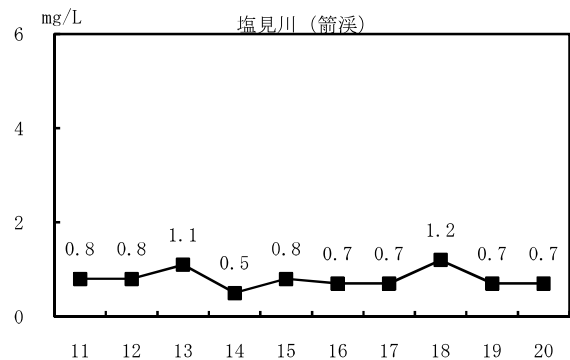
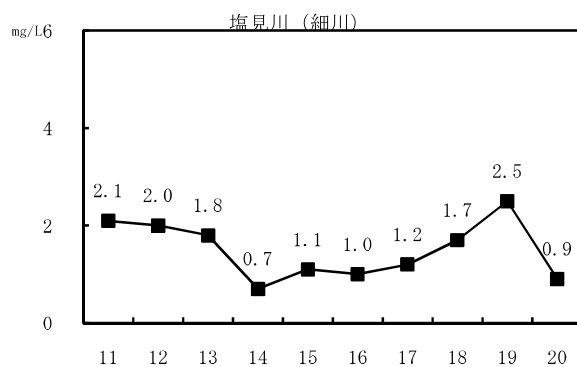
(4) 袋川の流入河川 (BOD (年平均値) 単位mg/L)



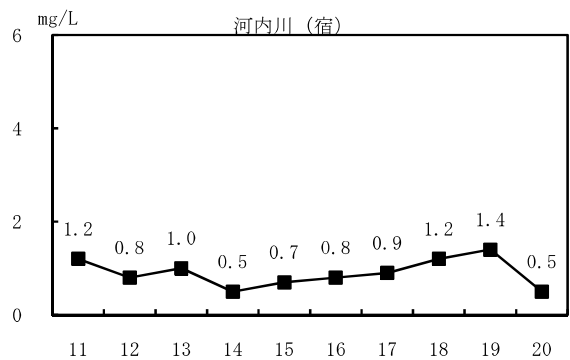
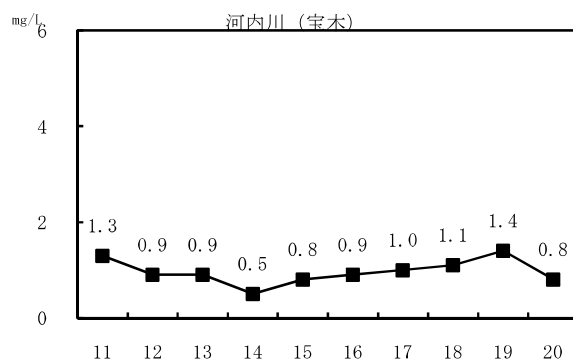
(5) 湖山池流入・流出河川等 (BOD (年平均値)) 単位mg/L



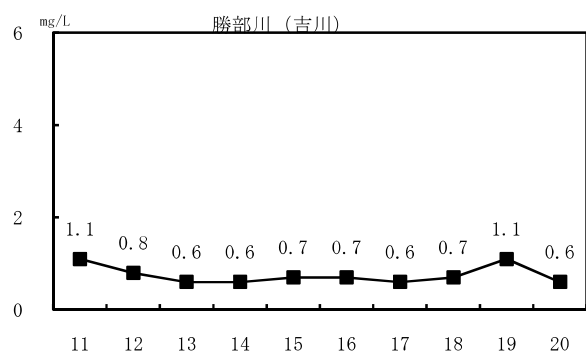
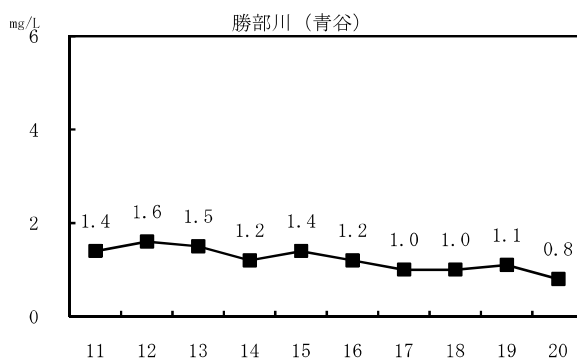
(6) 塩見川 (BOD (年平均値)) 単位mg/L



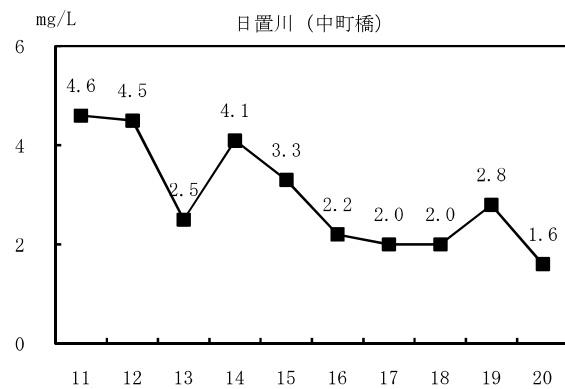
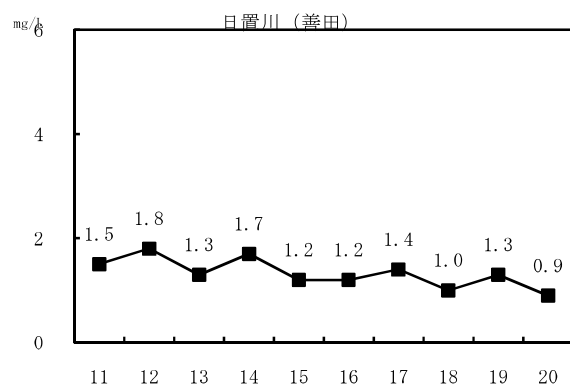
(7) 河内川 (BOD (年平均値)) 単位mg/L



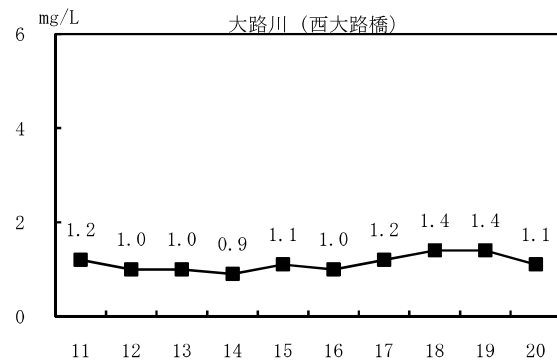
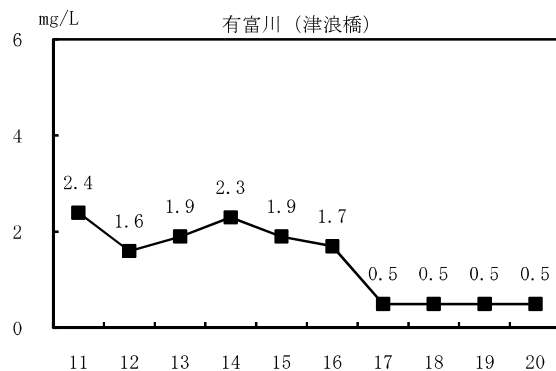
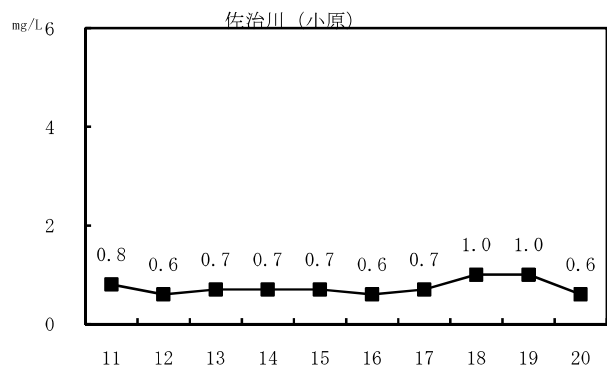
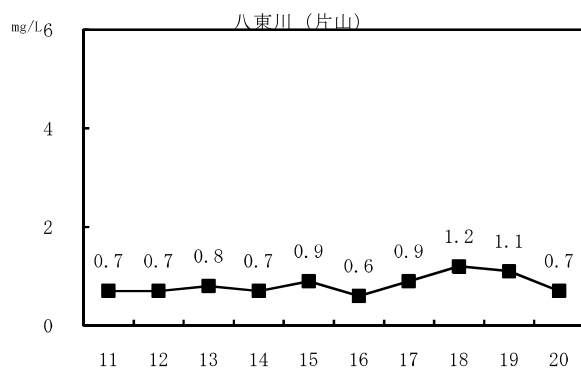
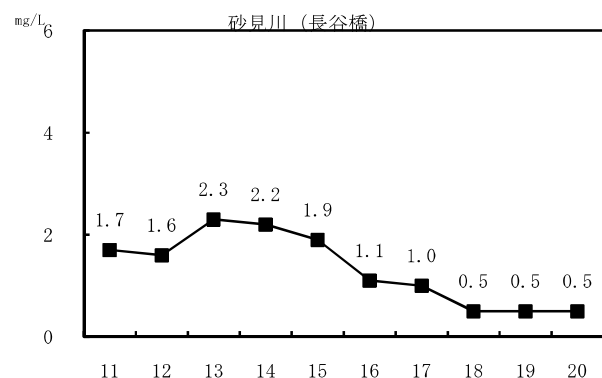
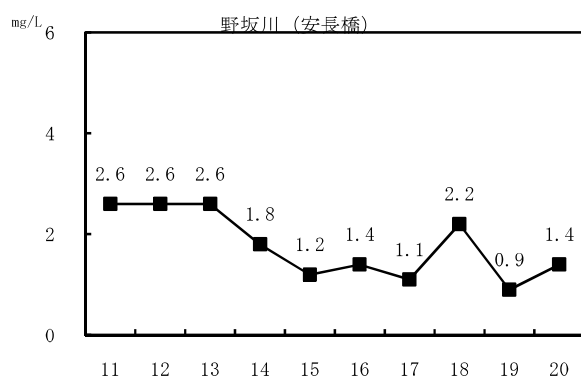
(8) 勝部川 (BOD (年平均値)) 単位mg/L



(9) 日置川 (B O D (年平均値) 単位mg/L)

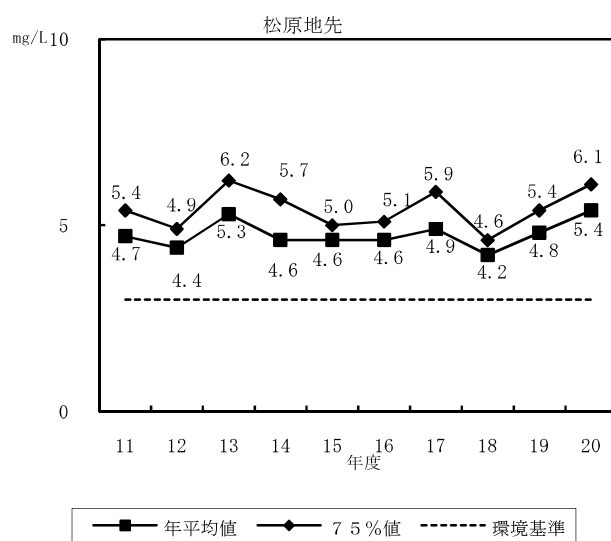
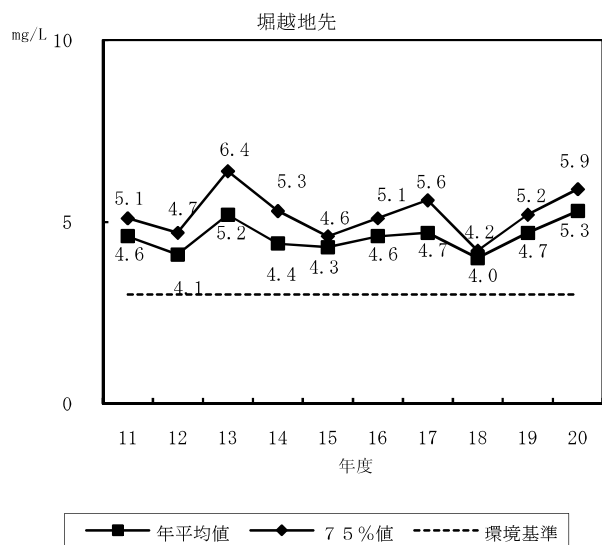
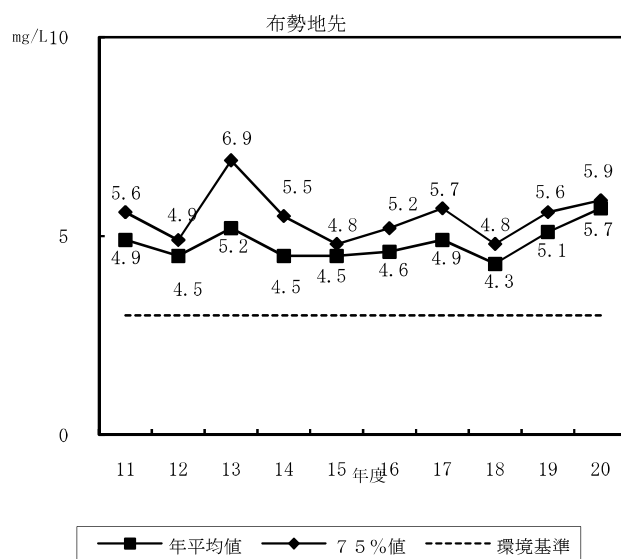
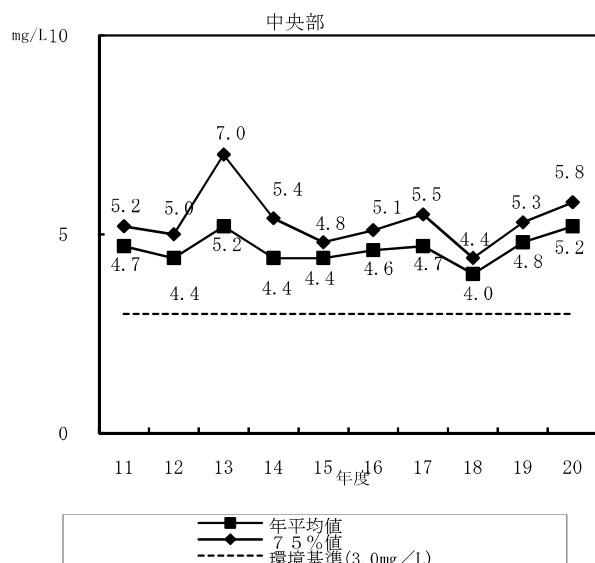


(1 0) その他の河川 (B O D (年平均値) 単位mg/L)

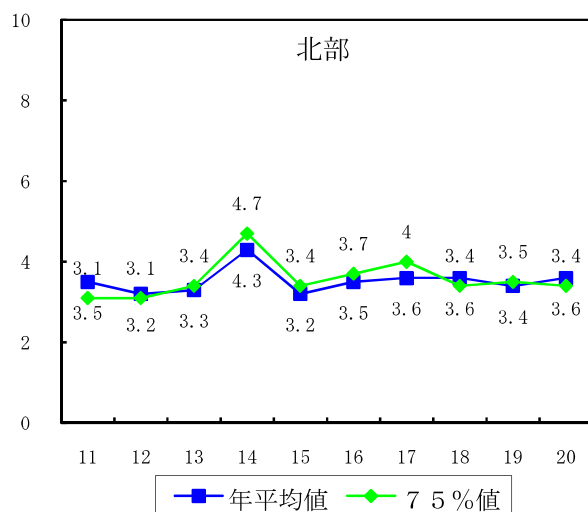
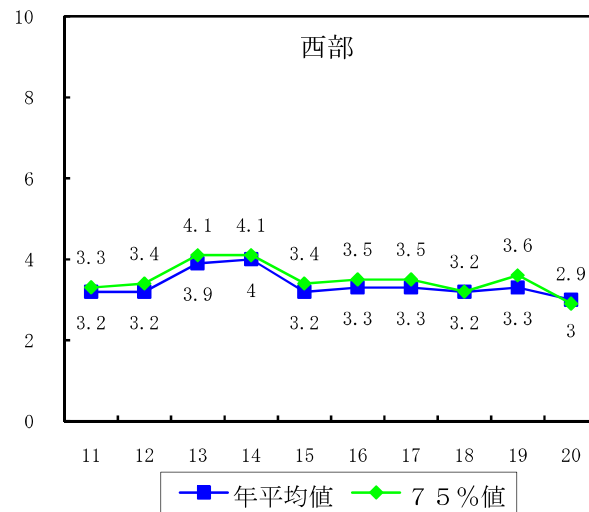
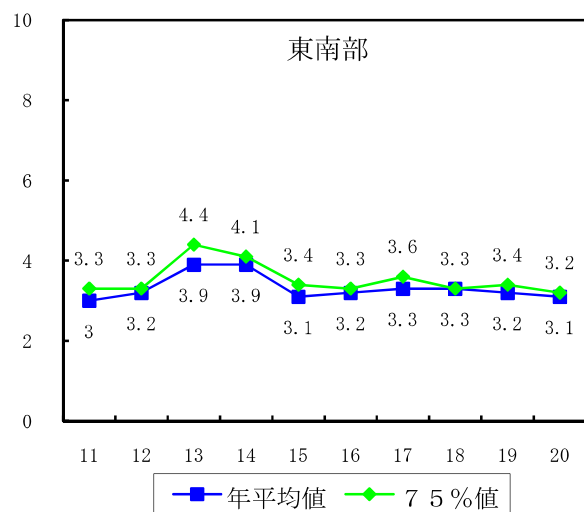


3. 湖沼の状況

(1) 湖山池 (COD 単位mg/L)



(2) 多鯰ヶ池 (COD 単位mg/L)



4. 大気汚染の状況

(1) 現状

大気汚染に係る環境基準物質は、県が市内の2地点で測定しています。

その結果は次のとおりで、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素は環境基準に適合していました。

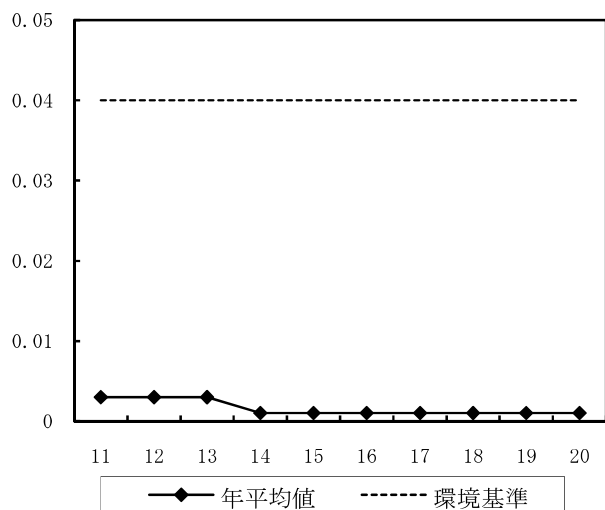
しかし、光化学オキシダントは環境基準を超えた時がありました。

(2) 大気汚染に係る環境基準

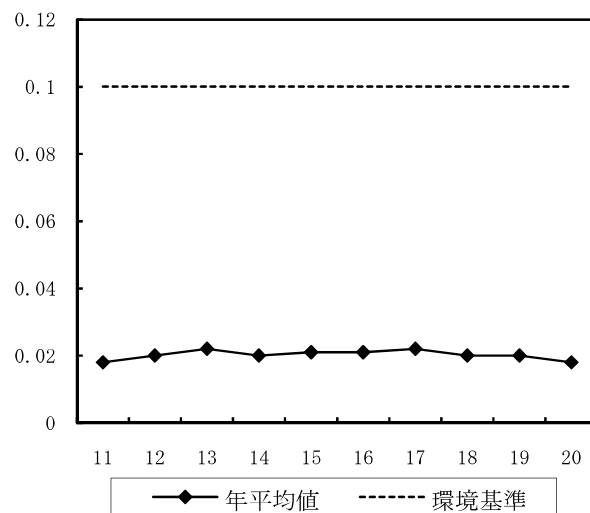
二酸化硫黄	1 間値の 1 日平均値が 0. 0 4 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0. 1 ppm 以下であること
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 1 0 ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 2 0 ppm 以下であること
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0. 1 0 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0. 2 0 mg/m ³ 以下であること
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0. 0 4 ppm から 0. 0 6 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること
光化学オキシダント	1 時間値が 0. 0 6 ppm 以下であること

(3) 経年変化 (単位 : ppm)

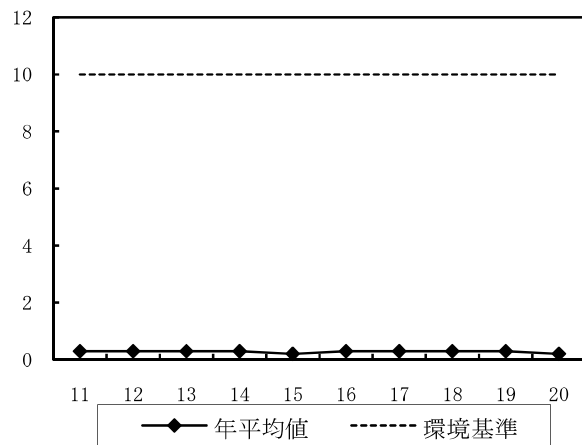
二酸化硫黄濃度 (鳥取保健所)



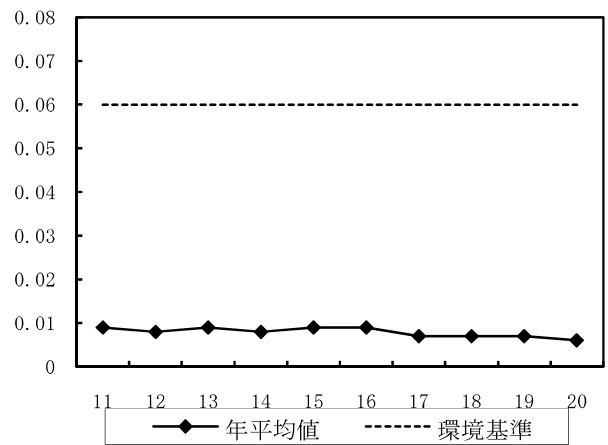
浮遊粒子状物質濃度 (鳥取保健所)



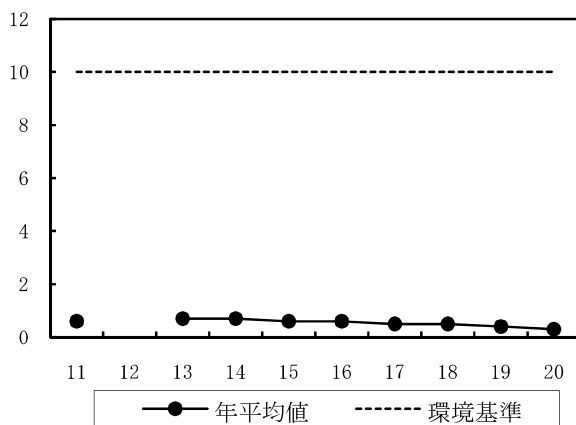
一酸化炭素濃度（鳥取保健所）



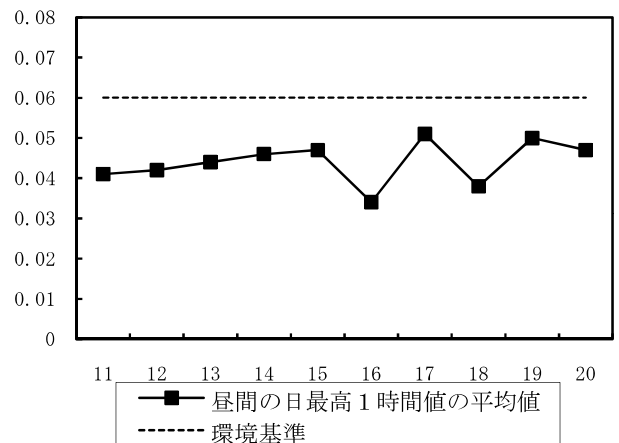
二酸化窒素濃度（鳥取保健所）



一酸化炭素濃度（栄町交差点）

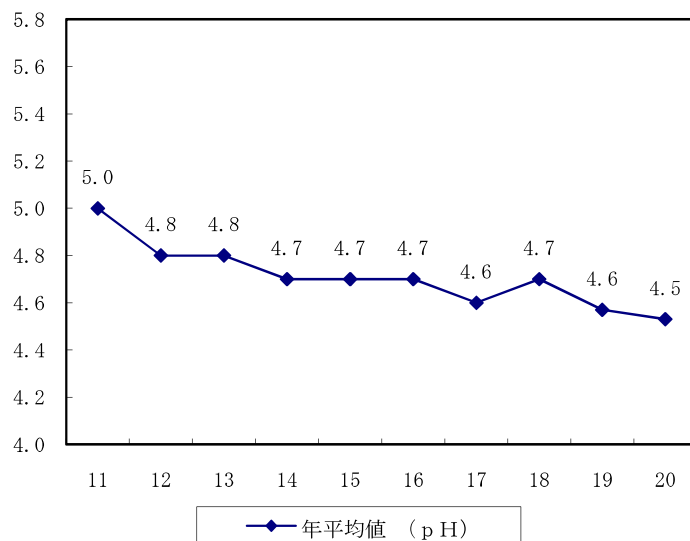


光化学オキシダント濃度（鳥取保健所）



（２）酸性雨の現状

酸性雨とは、pH（水素イオン濃度）が5.6以下の酸性を有する雨を総称します。
本市の雨の酸性度調査については県が実施し、結果は次のとおりです。



5. 騒音の状況

(1) 自動車騒音常時監視

平成20年度は3地点で道路騒音測定を行い、その測定結果と過去に実施した測定結果を元に環境省の面的評価システムを使用して3路線の環境基準達成状況の評価を行いました。

その結果は次のとおりです。

《環境基準達成状況評価結果》

評価路線（区間延長距離） 起点～終点	昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過
国道29号（7.4km） 西大路～千代水	289戸 99.0%	0戸 0.0%	1戸 0.3%	2戸 0.7%
県道湯山鳥取線（2.0km） 福部町湯山～浜坂	70戸 100.0%	0戸 0.0%	0戸 0.0%	0戸 0.0%
県道若葉台東町線（7.3km） 香取～尚徳町	602戸 81.2%	0戸 0.0%	115戸 15.5%	24戸 3.2%
全体（16.7km）	961戸 87.1%	0戸 0.0%	116戸 10.5%	26戸 2.4%

時間の区分 昼間：午前6時～午後10時

夜間：午後10時～翌日の午前6時

対象範囲 原則として道路端から50mの範囲

(2) 規制状況

①工場・事業場騒音対策

本市には、騒音規制法及び鳥取県公害防止条例に基づく規制基準等が定められています。

なお、規制区域及び規制基準は次のとおりです。

【規制区域と規制基準】

区 域	時 間				都市計画法に基づく 用途地域
	昼間	朝 ・ 夕		夜間	
		朝	夕		
	午前 8 時～ 午後 7 時	午前 6 時～ 午前 8 時	午後 7 時～ 午後 1 0 時	午後 1 0 時～ 翌日午前 6 時	
第 1 種区域	5 0 デシベル	4 5 デシベル	4 5 デシベル	第 1 種低層住居専用地域	
				第 2 種低層住居専用地域	
第 2 種区域	6 0 デシベル	5 0 デシベル	4 5 デシベル	第 1 種中高層住居専用地域	
				第 2 種中高層住居専用地域	
				第 1 種 住 居 地 域	
				第 2 種 住 居 地 域	
				準 住 居 地 域	
第 3 種区域	6 5 デシベル	6 5 デシベル	5 0 デシベル	近 隣 商 業 地 域	
				商 業 地 域	
				準 工 業 地 域	
第 4 種区域	7 0 デシベル	7 0 デシベル	6 5 デシベル	工 業 地 域	

(平成17年9月30日鳥取市告示第324号)

※規制値は特定工場等の敷地の境界線上における大きさ。

【鳥取県公害防止条例による深夜騒音の規制基準】

区 域	時 間	都市計画法に基づく 用途地域
	午後 1 0 時～翌日午前 6 時	
第 1 種区域	4 5 デシベル	第 1 種低層住居専用地域
第 2 種区域		第 2 種低層住居専用地域
		第 1 種中高層住居専用地域
		第 2 種中高層住居専用地域
		第 1 種 住 居 地 域
		第 2 種 住 居 地 域
準 住 居 地 域		第 3 種区域
5 0 デシベル	商 業 地 域	
準 工 業 地 域		
第 4 種区域	6 5 デシベル	工 業 地 域

②特定建設作業騒音対策

特定建設作業の規制区域及び規制基準は次のとおりです。

【特定建設作業に対する規制】

規制内容		基準値	作業禁止の時間帯		作業時間制限		連続作業日数		作業禁止日
作業内容（概要）		敷地境界線	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
①	くい打機、くい抜機 又は くい打くい抜機	85 デシベル	午後7時から 翌日午前7時	午後10時から 翌日午前6時	1日 10時間	1日 14時間	6日間以内	日曜日 その他の 休日	
②	びょう打機								
③	さく岩機								
④	空気圧縮機								
⑤	コンクリートプラント 又は アスファルトプラント								
⑥	土木機械（ブルドーザー バックホウ、トラクター ショベル）								
適用除外		災害・非常事態・生命の危険防止等							

（注）1号区域…第1種区域、第2種区域、第3種区域、及び第4種区域にある学校、病院等の敷地の
 周囲おおむね80メートルの区域
 2号区域…上記以外の第4種区域

③自動車騒音対策

自動車騒音が一定の限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると市長が認めるときは、県公安委員会に対して必要な措置の要請のほか、道路管理者に対して道路構造の改善に関し意見を述べるができることになっています。

6. 振動の状況

(1) 振動の現状

振動の発生源は、工場、建築・土木工事、道路交通等によるもので、身体的な不調原因や建物等へ被害を生じさせる原因となり、苦情が寄せられることがあります。

(2) 規制状況

①工場・事業場振動対策

本市には、振動規制法に基づく規制基準等が定められています。

なお、規制区域及び規制基準は次のとおりです。

【規制区域と規制基準】

区 域	時 間		都市計画法に基づく用途地域
	昼 間	夜 間	
	午前8時～午後7時	午後7時～翌日午前8時	
第1種区域	60デシベル	55デシベル	第1種低層住宅専用地域
			第2種低層住宅専用地域
			第1種中高層住宅専用地域
			第2種中高層住宅専用地域
			第1種住居地域
			第2種住居地域
			準住居地域
第2種区域	65デシベル	60デシベル	近隣商業地域
			商業地域
			準工業地域
			工業地域

(平成17年9月30日鳥取市告示第321号)

※規制値は特定工場等の敷地の境界線上における大きさ。

②特定建設作業振動対策

本市には、振動規制法に基づく規制基準等が定められています。

なお、規制区域及び規制基準は次のとおりです。

【規制区域と規制基準】

規制内容		基準値	作業禁止の時間帯		作業時間制限		連続作業日数		作業禁止日
作業内容（概要）		敷地境界線	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	
①	くい打機、くい抜機 又は くい打くい抜機	75 デシベル	午後7時 から 翌日 午前7時	午後10時 から 翌日 午前6時	1日 10時間	1日 14時間	6日間以内		日曜日 その他の休日
②	鉄球を使用する 破壊作業								
③	舗装版破砕機								
④	ブレーカー								
適用除外		災害・非常事態・生命の危険防止等							

(注) 1号区域…第1種区域及び第2種区域にある学校、病院等の敷地の周囲おおむね80mの区域

2号区域…上記以外の第2種区域

③自動車振動対策

自動車振動が一定の限度を超えているところにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると市長が認めるときは、県公安委員会に対して必要な措置の要請の他、道路管理者に対して道路構造の改善に関し意見を述べるができることになっています。

7. 悪臭の状況

(1) 悪臭の現状

悪臭の発生源は製造業や畜産業など多様多種であり、そのほとんどが低濃度の複合臭によるもので、悪臭物質濃度による規制では難しい状況になっています。

①悪臭調査結果

平成20年度は、事業所等4地点で悪臭物質の濃度を測定し、その結果は次のとおりです。

なお、基準値を超えた事業所に対しては、対策を講ずるよう指導しました。

また、平成18年度から悪臭被害感覚と一致しやすい嗅覚測定法による臭気指数の測定も行っています。

【平成20年度悪臭物質・臭気指数測定結果表】

(単位：ppm)

発生源区分		魚粉製造業	下水処理場	養鶏業	
規制区域		A区域	A区域	A区域	A区域
悪臭物質	アンモニア	<0.1~0.1	<0.1~0.1	<0.1~0.1	0.3~2.1
	トリメチルアミン	0.0008~0.0013	—	—	—
	プロピオン酸	<0.003	—	<0.003	<0.003
	ノルマル酪酸	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005
	ノルマル吉草酸	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005
	イソ吉草酸	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005
	メチルメルカプタン	—	<0.0002	—	—
	硫化水素	—	0.002	—	—
	硫化メチル	—	<0.001	—	—
	二硫化メチル	—	<0.0009	—	—
臭気指数	—	—	—	<10~22	15~20

(2) 規制状況

本市には、悪臭防止法に基づく規制基準等が定められています。

なお、規制区域及び規制基準は次のとおりです。

また、県公害防止条例により、ゴム・皮革・プラスチック・廃油・硫黄・ピッチなど悪臭を発生させるものを屋外で燃焼させることは禁止されています。

【規制区域と規制基準】

(単位：ppm)

規制物質名	悪臭防止法の地域区分		規制物質名	A・C区域
	A区域	C区域		
アンモニア	1	5	イソ吉草酸	0.001
メチルメルカプタン	0.002	0.01	プロピオンアルデヒド	0.05
硫化水素	0.02	0.2	ノルマルブチルアルデヒド	0.009
硫化メチル	0.01	0.2	イソブチルアルデヒド	0.02
トリメチルアミン	0.005	0.07	ノルマルバレルアルデヒド	0.009
二硫化メチル	0.009		イソバレルアルデヒド	0.003
アセトアルデヒド	0.05		イソブタノール	0.9
スチレン	0.4		酢酸エチル	3
プロピオン酸	0.03		メチルイソブチルケトン	1
ノルマル酪酸	0.001		トルエン	10
ノルマル吉草酸	0.0009		キシレン	1

(平成17年9月30日鳥取市告示第327号)

8. 土壌汚染の状況

本市は、土地所有者等が土壌汚染対策法に基づき土壌汚染状況調査を実施し、一定の基準を超過する土壌汚染が判明した場合、その土地を「指定区域」として公示します。

なお、現在、市内に指定区域となっている土地はありません。

【平成 20 年度末までの状況】

内 容	件 数
①指定区域として指定した件数	1
②①の指定区域で汚染の除去等の措置を実施して全部解除した件数	1
③市長の確認により調査猶予がされた件数	4

9. 公害苦情の状況

平成 20 年度に市民から寄せられた公害苦情件数は、79 件でした。
その内訳は、次のとおりです。

苦情内容

- (1) 水質汚濁 …… 油・薬物等の流出 (35 件)
- (2) 大気汚染 …… 野焼きに伴う煙 (27 件)
- (3) 騒 音 …… 事業所・工事等の騒音 (12 件)

苦情件数種類別発生状況の年次推移

(単位：件)

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	その他	合計
10	24(47)	0(0)	6(12)	0(0)	5(10)	16(31)	51
11	34(49)	1(1.5)	10(14)	1(1.5)	10(14)	14(20)	70
12	24(31)	12(15)	16(21)	5(6)	11(14)	10(13)	78
13	11(35)	0(0)	6(19)	3(10)	4(13)	7(23)	31
14	13(22)	2(3)	21(35)	0(0)	12(20)	12(20)	60
15	27(39)	5(7)	14(20)	1(1)	12(17)	11(16)	70
16	25(26)	11(11)	14(15)	2(2)	19(20)	25(26)	96
17	17(41)	7(17)	7(17)	0(0)	2(5)	8(20)	41
18	25(25)	41(41)	16(16)	6(6)	9(9)	3(3)	100
19	21(23)	50(54)	7(8)	1(1)	13(14)	0(0)	92
20	27(34)	35(44)	12(15)	1(1)	2(3)	2(3)	79

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民が健康で快適な生活を営むため、自然の保護と生活環境の保全に関し必要な事項を定め、市、市民及び事業者が協力し、一体となって現在及び将来における良好な環境の確保に努め、自然に恵まれたうるおいあるまちづくりに寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、自然の保護と生活環境の保全について良好な環境を確保するための総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、常に自然を愛し、日常生活を緑にみちたうるおいのあるものにし、自然及び生活環境を損なうことのないよう進んでその整備に努めるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、常に環境の保全に留意し、自然及び生活環境を損なうことのないよう進んでその防止に努めるとともに、市が実施する良好な環境の確保に関する施策に協力しなければならない。

(環境基準の設定)

第 5 条 市長は、良好な環境を確保するための環境基準を設けることができる。

- 2 市長は、前項の基準を設けるに当たっては、鳥取市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。また、この基準を改正しようとするときも同様とする。

(普及、啓発等)

第 6 条 市長は、自然の保護及び生活環境の保全に関する知識の普及、思想の高揚を図るとともに、市民のこれらの自主的活動の助長に努めなければならない。

(見出…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

第 2 章 都市の緑化

(市街の緑化)

第 7 条 市は、街路、公園その他公共の場所に、樹木、草花を植栽し、市街地の緑化に努めるものとする。

- 2 市民は、市街地の緑化推進のため、住所地に樹木、草花の植栽に努めなければならない。
- 3 事業者は、市街地の緑化推進のため、事業所の敷地に樹木、草花の植栽に努めるとともに、特に環境保全のための緩衝緑地の整備を図らなければならない。

(樹木等の保護)

第 8 条 市民は、樹木、草花を愛し、みだりにこれを伐採し、又はき損することなくこれらの保護に努めなければならない。

(修景緑化街区の指定等)

第 9 条 市長は、修景緑化を推進する必要があると認めるときは、その街区を修景緑化街区に指定することができる。

2 市長は、前項の指定をしようとするときは、当該地域住民の意見を尊重し、鳥取市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。また、当該街区の指定を変更し、又は解除しようとするときも、同様とする。

3 市長は、前2項により指定、変更又は解除したときは、その旨を告示しなければならない。

(修景緑化街区の緑化等)

第10条 市は、修景緑化街区に街路樹の植栽、花だん、照明等修景のための施設を整備するものとする。

2 修景緑化街区に建築物等施設を設置している者又は設置しようとする者は、樹木、草花の植栽と花だんによる花木づくりに努めるとともに、市が行う前項の事業に協力しなければならない。

(木の日及び花の日の指定)

第11条 市は、緑化運動を推進するため、木の日及び花の日を定めるものとする。

第3章 自然の保護

(自然の保護)

第12条 市民は、自ら河川、湖沼、海浜、山岳及び溪谷において、みだりに植物、土砂等の採取、鳥類及び魚類の乱獲等自然環境を破壊しないよう、これらの保護に努めなければならない。

(保護地区及び保存樹木等の指定等)

第13条 市長は、特に良好な自然環境を保護する必要があると認めるときは、次に掲げる区分により保護すべき地区等(以下「保護地区」という。)を指定することができる。

(1) 自然緑地保護地区 原生林及び自然を残すために必要な地区

(2) 景観保護地区 景勝地等市域内に自然風物を残すために保護することが必要な地区

(3) 動植物保護地区 野生動物の生息地又は野生植物の生育地であって、これらの保護又は繁殖を図るため必要な動植物とその地区

2 市長は、良好な自然環境の確保及び地域の美観風致を維持するため保存することを必要と認める樹木又は樹木の集団を保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。

3 市長は、前2項の指定をしようとするときは、あらかじめその権利者等の意見を徴し、鳥取市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。また、当該保護地区及び保存樹木等の指定を変更し、又は解除しようとするときも同様とする。

4 [第9条第3項](#)の規定は、前3項に掲げる指定、変更又は解除について準用する。

(1項…一部改正〔平成12年条例8号〕)

(保護地区及び保存樹木等の保全)

第14条 市長は、指定した保護地区及び保存樹木等の保全について必要と認めるときは、適切な保全措置を講じるものとする。

2 指定された保護地区及び保存樹木等の権利者等は、その土地、樹木及び動植物を常に良好な状態の保全に留意しなければならない。

3 市長は、指定した保護地区及び保存樹木等の保全のため、自然保護協力員をおくことができる。

(保護地区の行為の制限)

第 15 条 何人も自然緑地保護地区及び景観保護地区において現状を破壊し、又は樹木のき損、伐採等その自然を損なう行為をしてはならない。

2 何人も動植物保護地区において、保護動植物の捕獲、採取、き損又はその卵を採取してはならない。

3 この条の制限行為で市長の許可を得たものは、この限りでない。

4 次に掲げる行為については、前 3 項の規定は適用しない。

(1) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

(2) 通常の管理行為又は軽易な行為で保護地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないもの

(3) その規模が規則で定める基準を超えない建築物その他の工作物の新增改築

(3 項…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

第 4 章 生活環境の保全

(公共地域の清潔保持)

第 16 条 市民は、公園、道路、河川、湖沼、海浜等公共地域の清掃に協力するとともに、廃棄物の不法投棄をなくし、清潔な環境保持に努めなければならない。

(清掃の協力)

第 17 条 市民は、自治組織等の活動を通じ自主的に地域の清掃に努めるとともに、市が行う清掃業務の収集方法に進んで協力しなければならない。

(空地の維持管理)

第 18 条 住宅周辺に空地を所有する者又はその管理者は、環境の美化と害虫発生防止のため常に除草及び清掃を行い、空地の清潔な維持管理に努めなければならない。

(公害防止施設の整備)

第 19 条 事業者は、事業活動に伴うばい煙、粉じん等大気の汚染、河川等公共水域の水質の汚濁、騒音振動及び廃棄物等によって、公害を発生しないよう適切な防止施設及び処理施設の整備に努めなければならない。

(家畜飼養施設等の維持管理)

第 20 条 家畜、家きん等飼養施設の所有者又は使用者は、汚物、汚水の処理施設を設け、これを適正に管理し、汚物、汚水の流出、悪臭の発散及び害虫の発生防止に努めなければならない。

(排水の処理)

第 21 条 河川等公共水域に家庭排水を放出する者は、汚水ます、ろ過池等の処理施設を設け、これの適正な維持管理を行い、直接汚水を河川等へ放流することなく、衛生的に処理して浄化に努めなければならない。

2 し尿浄化槽を設置している者は、その清掃を定期的に行うとともに、適正な維持管理を行わなければならない。

(水道水源の保全)

第 21 条の 2 何人も、水道の水源及びその周辺の環境が飲料水に与える影響を認識し、その水質の保全に努めなければならない。

(本条…追加〔平成 16 年条例 12 号〕)

(広告物等の処理)

第 22 条 広告物等の設置者は、常に地域の美観を損なわないように努め、利用後は直ちに回収する等事後処理を的確に行わなければならない。

(本条…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

第 5 章 環境保全審議会

(設置)

第 23 条 自然保護及び生活環境の保全並びに公害の防止等環境保全を図るため、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、鳥取市環境保全審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(本条…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

(所掌事務)

第 24 条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全について必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第 25 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間団体に属する者
- (3) 公募による者

(1・2 項…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕、2 項…一部改正〔平成 13 年条例 19 号〕、2 項…一部改正〔平成 20 年条例 42 号〕)

(任期)

第 26 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(2 項…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

(会長及び副会長)

第 27 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(3 項…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

(会議)

第 28 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(2 項…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

(専門委員)

第 29 条 審議会に専門の事項を調査させるため、必要に応じ専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第 30 条 審議会の庶務は、環境下水道部で処理する。

(本条…一部改正〔平成 7 年条例 1 号・15 年 1 号〕)

(審議会への委任)

第 31 条 審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

(見出…全部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

第 6 章 環境保全の措置

(環境美化推進員)

第 32 条 [第 1 条](#)の目的を達成するため、各町内に環境美化推進員(以下「推進員」という。)を置く。

- 2 推進員は、地域の自然保護と生活環境の保全及び美化清掃推進のため、住民の指導啓発を行うとともに、地域住民と協力してまちの清潔保持に努めるものとする。
- 3 推進員は、市民のうちから市長が委嘱する。

(協定の締結)

第 33 条 市長は、環境保全に関し必要と認めるときは、事業者と公害防止、環境保全に関する協定を締結することができる。

- 2 市長は、[第 13 条](#)の規定により保護地区及び保存樹木等に指定した土地、樹木等物件の所有者と、その自然保護及び樹木の保全に関し必要な措置の協定を締結することができる。

(指導助言又は勧告)

第 34 条 市長は、この条例の規定に基づき自然の保護及び生活環境の保全のため必要と認めるときは、関係該当者に対し指導助言又は勧告をすることができる。

(資金のあっ旋及び補助)

第 35 条 市長は、この条例の規定に基づき自然の保護及び生活環境の保全のため必要と認めるときは、資金のあっ旋及びその費用の一部を補助することができる。

第 7 章 雑則

(立入調査)

第 36 条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、職員をして関係場所へ立ち入り、状況を調査させることができる。

- 2 前項の調査を行う職員は、常に証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(2 項…一部改正〔平成 12 年条例 8 号〕)

(委任)

第 37 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 鳥取市公害対策審議会設置条例(昭和 46 年鳥取市条例第 7 号)は、これを廃止する。
(昭和 50 年条例第 5 号から昭和 53 年条例第 19 号までの改正附則省略)

附 則(平成 7 年 3 月 29 日条例第 1 号)

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 28 日条例第 8 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例(中略)第 13 条から第 23 条まで(中略)の規定による改正前のそれぞれの条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく委員は、この条例(中略)

略)第13条から第23条まで(中略)の規定による改正後のそれぞれの条例の規定に基づく委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定による任期の残存期間とする。

附 則(平成13年3月23日条例第19号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月25日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

改正 昭和 52 年 4 月 1 日規則第 13 号 昭和 53 年 4 月 1 日規則第 7 号 平成 5 年 3 月 26 日規則第 6 号

平成 12 年 3 月 28 日規則第 24 号

(目的)

第 1 条 この規則は、鳥取市自然保護及び環境保全条例（昭和 47 年鳥取市条例第 29 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(修景緑化街区等の指定等の告示)

第 2 条 条例第 9 条第 3 項（同条例第 13 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、次に掲げる事項について行わなければならない。

(1) 指定等の地区の名称（保存樹木等にあつてはその樹木又は樹林の名称）

(2) 指定等の区域又は面積（保存樹木等にあつては本数）

(3) 指定等の要旨

(4) 指定等の年月日

(5) その他必要な事項

(木の日及び花の日)

第 3 条 条例第 11 条の規定による木の日及び花の日は次のとおりとする。

(1) 木の日 11 月 3 日

(2) 花の日 4 月 29 日

(許可申請)

第 4 条 条例第 15 条第 3 項の規定による許可を受けようとする者は、保護地区内における行為の許可申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、事業計画書及び位置図、平面図その他必要な書類を添付しなければならない。

(保護地区内における工作物の基準)

第 5 条 条例第 15 条第 4 項第 3 号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる工作物の種類に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 建築物 高さ 10 メートル又は床面積の合計 200 平方メートル

(2) 道路 幅員 2 メートル

(3) 鉄塔、煙突、電柱その他これらに類するもの 高さ 30 メートル

(4) その他の工作物 高さ 10 メートル又は水平投影面積 200 平方メートル

(証明書)

第 6 条 条例第 36 条第 2 項に規定する証明書は、様式第 2 号のとおりとする。

(備付台帳)

第 7 条 修景緑化街区、保護地区及び保存樹木等台帳は、様式第 3 号のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年 4 月 1 日規則第 13 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 53 年 4 月 1 日規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 26 日規則第 6 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成され、使用されている用紙については、当分の間、使用することができるものとする。

附 則（平成 12 年 3 月 28 日規則第 24 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。